

熊本大学・政策フォーラム2018

小さな命をつなぐ 社会であるために

熊本大学 熊本創生推進機構 編集

すべての子どもがウエルカムと言われて
この世に誕生し、幸せに生きられるため
に、何ができるのだろうか。

小さな命をつなぐ社会であるために

2018年10月6日 熊本県総合福祉センターで開催

熊本大学 熊本創生推進機構 地域連携部門

はじめに	4
第1章 このフォーラムの狙い	11
第2章 「このよりのゆりかご」から新たな児童福祉政策へ	16
第3章 赤ちゃん縁組がつかないのち （愛知方式とよばれる児童相談所・虐待防止のとりくみ）	31
第4章 里親先進都市福岡の児童福祉等の取り組みについて	49
第5章 パネルディスカッション	67

①フォスターケア、②養子と血縁、③児童養護施設、児童相談所のいま、④アセスメントとマッチングの重要性、⑤児相職員の専門性、特別養子縁組の活用、⑥「このよりのゆりかご」の進化、⑦里親になる喜び、⑧多様な生き方、絆の肯定、⑨児童福祉政策への当事者参加の必要性、⑩妊娠葛藤相談につなげる方法



平成 30 年度熊本大学 政策フォーラム

小さな命をつなぐ 社会であるために

10/6 13:30 熊本県総合福祉センター
Sat. 16:45 研修ホール (熊本市中央区南千反畑町3-7)

主催：熊本大学熊本創生推進機構 後援：熊本県 / 熊本市 / 熊本日日新聞社

参加無料 / 事前申し込み不要 / 先着 100 名

思いがけない妊娠に悩む女性の支援、赤ちゃんポストの今後、特別養子縁組など様々な養子制度や親権の取扱いの文化的な制約と挑戦、児童虐待の防止など、幅広く子どもが幸せに生まれ、生きることができる社会をどう作るのかについて、政策や行政、そして市民活動と補完し合う仕組みなどについて考えます。

14:00~14:30

講演1

「こうのとりのゆりかご」から新たな児童福祉政策へ

幸山政史氏

政治家
元熊本市長

14:30~15:00

講演2

赤ちゃん縁組が見つからないのち～愛知方式とよばれる児童相談所・虐待防止のとくりくみ～

萬屋育子氏

認定NPO法人CAPNA 理事長
元愛知児童相談センター長

15:00~15:30

講演3

里親先進都市福岡の児童福祉等の取り組みについて

藤林武史氏

福岡市こども総合相談センター所長
精神科医師

プログラム

13:00・受付
13:30・開会挨拶 (理事 潮谷義子)
14:00・講演1 (幸山政史氏)
14:30・講演2 (萬屋育子氏)
15:00・講演3 (藤林武史氏)
—— (10分休憩) ——
15:40・パネルディスカッション
16:45・閉会

15:40~16:45

パネルディスカッション

思いがけない妊娠に悩む人の支援、赤ちゃんポストの今後、児童福祉政策の課題、それらを克服するアイデアや実践例について意見交換

お問い合わせ

熊本大学熊本創生推進機構 地域連携部門

Tel: 096-342-2044 (受付時間：平日9時～16時)

email: seisoken@kumamoto-u.ac.jp



出演者たち



会場風景

はじめに

熊本大学理事（元熊本県知事） 潮谷 義子

皆さま、こんにちは。台風の接近で、今日は本当に気をもみました。もしかして開催できないんじゃないかなと思っておりましたけれども、足場の悪い中、このようにたくさんおいでくださいます、ありがとうございます。このテーマに、おそらく多くの方々がさまざまに期待をされたり、疑問視されたりした方々もいらしたのではないかと思います。

私は、今ご紹介がございましたように熊本大学の理事をしています。ご挨拶はその立場から、させていただきたいと思っております。

この政策フォーラムが始まりました14年目になります。実は、従来の国立大学という位置付けから平成16年に国立大学法人に変わりました。平成17年度を皮切りに、政策創造研究教育センター（政創研）が時々に応じてテーマを設け、県民の皆さままたは関係者の方々をお呼びして、この政策フォーラムを展開してまいりました。政創研は今年から大学の組織改正で熊本創生推進機構・地域連携部門という組織に変更になりました。



潮谷義子理事

例えば、市町村合併はちょうど2002年でございましたでしょうか。私たちに対して関係深く、関心を持たなければならぬ課題でありましたので、政創研でこの問題をテーマに取り上げさせていただきましたし、それから政令市、また九州全体を考えた道州制の問題、あるいは民主主義の課題、あるいは防災、こういったことをこれまでずっと取り上げてまいったところでございます。

今回は、「小さな命をつなぐ社会であるために」ということを政策フォーラムのテーマとさせていただきました。あのポスターをご覧になりますと、どの顔もここにこの顔の絵が描かれています。

でも、今朝の新聞をご覧になった方もいらっしゃると思いますが、4年前に4カ月の

子どもを踏み殺した24歳の女性の判決が出たという記事が出ておりました。幼い子どもたちの周辺には虐待の問題、あるいは身体的な虐待のみならず、ネグレクト、心理的、性的に非常に顧みられない周辺の危うい生活をしている子どもたちの問題もございます。

何よりも日本の将来を考えてまいりますときに、日本の少子化というのは大変深刻な状態の中にあります、これはなかなか改善できないという現況の中にあります。私たちが子どものこと、幼い命のことに関心を寄せていくことは、当然であり欠いてはならない大事な課題と考えているところです。

今回は、望まない妊娠に臨む女性へのサポート、あるいは里親、養子縁組、長い歴史の中で、施設が親と何らかの理由で暮らせない子どもたちを預かってきたことも含めて、小さな命を守り、その命をしっかりと歴史の中に紡いでいくために、私たちはどういう取り組みや、どういう関係性を持つていかなければならないのか、そういったことをしっかりと考えていきたい。児童の福祉、あるいは男女共同参画の視点、あるいは命を考えるとという歴史的な課題を皆さんたちとパネルを通してながら共有していきたいと心から願っているところでございます。

本日は、まず第1部で、前の熊本市長でいらつしやいました幸山政史さん。本日は「さん」を付けて呼ばせてください。幸山さんに、まずお話を頂戴したいと思えます。幸山市長は「この通りのゆりかご」の設置をめぐるって、いろいろな関係のある方々と労力を惜しみなく発揮され、

よりよいかたちにとっていきたいというお働きがございました。この運用には積極的に取り組まれてきた幸山さんにお話しいただきます。

そして、「愛知方式」と呼ばれる親のいない子どもたちへの特別養子縁組よこずりの活用で、目覚ましい効果を上げ、大きな力を発揮されたのが元愛知県刈谷児童相談所の萬屋まんや育子さん。そして、里親制度の充実、児童虐待への対応、こういった点で積極的に福岡市の児童相談所は耳目を集めている存在でございます。精神科医でいらつしやる藤林さん、各々にご講演を頂戴したいと思います。

そのあと第2部におきまして、パネルディスカッションを展開していきたいと考えております。私たちは、この方法がいいというきめつけではなく、命を守るといふ選択肢の中でよりよいものをしっかりと求め、実践し、幼い子どもたちの命を守っていくための人間としての力、英知を發揮していきたいと心から願っているところでございます。行政の方々も今日はおいででございますので、行政の立場の方々もぜひ今後とも、どのようにあるべきかということをお考えいただければと思います。

そして、このフォーラムは、4時半までには会場の関係等々もございまして終わらせていただきますと思っています。熊本創生推進機構にとりまして、このテーマがよりよいかたちで論議されることを願っております。

以上が主催者あいさつでございます。ここで少だけ児童福祉との関わりについて、私もお話をさせていただきますと思っております。

私は、熊本県知事になる前、慈愛園乳児ホームのソーシャルワーカー、そして園長を経験させていただきました。この慈愛園は、大正8年、米騒動を眼前に迎える貧困の時代の中で開かれました。来年がちょうど100年になります。当時の新聞によりますと、女学校に行く女性の数よりも、売られていく女性のほうが多いと、そうした悲惨な状況の中にあつた時代背景も私たちは踏まえながら、慈愛園はモード・パウラスという宣教師によって開設されました。

この法人は、養護施設、乳児施設、老人関係を熊本と荒尾という地域にそれぞれ設立をし、運営をしているところでございます。来年で100年を迎えると申し上げましたけれども、1989年、「子どもの権利条約」が国連で決定されました。実は慈愛園の乳児ホームも子供ホームも、この「子どもの権利条約」が発効する前まで、国際養子縁組もやっておりました。その中で私たちは、海外にありますアダプション・エージェンシー（adoption agency）、それから国内の家庭裁判所、さらには領事館、大使館と連携をしながら、子どもの命の安全とその後の成長を確たるものにしていくという歩みを、ずっと続けてきたところでございます。

知事に就任しました後、慈愛園の乳児ホームに入ってくる子ども、彼らを託さなければならぬ親たち、その姿の中から、何としても児童相談所の中に妊娠葛藤相談窓口を作りたいと思いま

した。ご承知のとおり「児童福祉法」の中での児童相談所の役割は、赤ちゃんが産まれてからです。しかし、おなかの中にいるときから、あるいは妊娠を知ったときから、女性たち、あるいは家族も含めて大きな悩みを背負っている人達もおります。何としても妊娠葛藤相談の窓口をということで設置いたしました。未婚、DV、中絶、経済や健康問題でストレスを持ち悩み、非常に追い詰められている女性をサポートするという体制を、これは全国で初めて設置しました。

「児童の権利条約」のことについて、触れさせていただきましたけれども、私は児童の福祉現場を離れてもなお、私の中にずっと生き続けて、折々に口にする言葉があります。それは1990年、ニューヨークにおきまして、当時のスウェーデンの首相、カールソン (Ingvar Carlsson) の演説がありました。その演説の中で、「子どもは私たち全ての未来である。子どもがどのように生きるか、それが人類文明全体を決定する。子どもの権利がどのように守られるか、私たち自身の未来を決定する」と語っています。

この言葉に出合いましたときに、子どもの問題は歴史の担い手と一言で片付けられるのではなく、まさに私たちの人権と将来にわたる人類が築いてきた文化や文明を決定していくものだと、これを非常に感じさせられたところでございます。

今日は、それぞれのお立場の先生から、いろいろな角度からお話があると思います。私は1990年のカールソンの言葉を胸に刻みつけて今日は拝聴していきたいと、このように願って

いただきます。

どうぞ皆さま、共に傾聴してくださいまして、そして、ご意見ご質問等々、盛んなものとして、この会をお支えくださいますように心からお願いをして、私の冒頭のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。



第1章 このフォーラムの狙い

熊本大学 熊本創生推進機構 教授 上野 眞也

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました熊本大学の上野と申します。先ほど、朝谷さんからもご挨拶がありましたように、ここ数日、台風の直撃で開催できるかやきもきしておりました。皆さん方から大学のほうにも、今日はあるのかとお問い合わせの電話もいただきました。このような天候の中、本当によくおいでいただきまして、ありがとうございます。

私は、熊本大学で公共政策学を教えておりますが、実際にこの児童福祉の問題について関心や知識があったわけではありません。ちょっとお恥ずかしいところです。数カ月前に、今日講師でおいでいただいております幸山さんにお会いをしました。きっかけは幸山さんのメルマガジンで、「このよりのゆりかご」から児童虐待の問題までについてお考えを書かれた記事でした。幸山さんが市長だったころ、『コウヤマノート』という本を書かれていらっしやったのですが、そこでも「このよりのゆりかご」の設置、それをどのようにいいかたちで運営していくか、悩んだことがずっと書かれておられたことを、メルマガを拝見してふと思い出しました。たまた



上野眞也教授

ま児童虐待の悲惨な事件が続いていたので、この機会に私自身も勉強したいなと思いきまして、幸山さんに児童福祉の問題についてお話を伺い、大学で自治体職員を交えた研究会を開催し、さらにこの企画にまでご協力をいただきました。はなはだ個人的な理由で企画して、皆さん方にお声かけすることになってしまったわけですが、本日は一緒にこの問題を考えていければと思っております。

実は幸山さんのお話を伺った後、「NHKで今、いい番組をやっているよ」と教えていただきまして、その番組『透明なゆりかご』を見ました。ちょうど1〜2週間前に最終回が終わってしまったばかりですが、ある小さなまちの産婦人科で働く看護助手の物語です。普通の妊娠出産から葛藤を持った方々、

あるいはちょっと悲惨な事件に巻き込まれた方々、妊娠出産にまつわるいろいろな物語が産婦人科医院での仕事を通して紹介されていきました。この番組の原作は、実は漫画本です。沖田×華（おきたばつか）さんという漫画家ご本人の経験談で描かれておりました。

先ほど潮谷さんが言われましたように、妊娠は普通は皆に望まれて、子どもを待ち望んで受け止められていく。「この世に生まれてありがとう」という形で始まるものが大半ではありますが、そうではなくて、思わない妊娠に悩み、ご本人も家族も苦しんでしまったり、あるいは妊娠を止める、堕胎をするということも稀ではありません。日本では出産よりも多い、そして癌よりも多い一番の死亡原因となっているようです。「合理的な選択」と言ってしまうと冷たすぎるかもしれませんが、日本で許されているバースコントロールのようなものすらできないまま、子どもを身ごもってしまう方々もいらつしやいます。そういう方へのサポートも当然必要だろうと思いません。

しかし、そういうサポートすら知らないで行き詰まってしまう方々は、病院以外の自宅やいろいろな所で出産をし、生まれた子どもをどうしていいのかわからない。あるいは家庭内の葛藤が子供の命を危うくしかねない。こういう最悪の事態を救うために、「このとりのゆりかご」は作られたんだろうと思っております。

その後、生まれてきた子どもさんたちが、せめて「この世に生まれてくれてありがとう」と言

われるような存在として育っていきけるような仕組みというのは、行政や福祉施設などでいろいろ工夫されていらつしやいますし、たくさんの市民団体さんが活動されていらつしやることも、このテーマに興味を持ち出して、やっと私自身も理解するところになりました。こういう大きな政策的な配慮も必要な分野ですが、どちらの方向に向かっていったらいいのかという部分については議論があるところです。専門家の方々の議論を十分に承知していないということもありますが、例えば戦後すぐ、たくさんの親を失った子どもさんたちを引き受けて育ててきた時代も私たちの国にはありません。今、数はそんなにいなくても、すごく深刻な状態で生まれてくる子どもさんたちもたくさんいらつしやる。そういう子どもさんたちの未来を、私たちがどう幸せなかたちでスタートを切らせてあげられるのか。

また親に恵まれなかった子どもが、18歳まで、ずっと施設で過ごすというのはあまりにかわいそうです。では、何ができるんだろうかということ、今日はさまざま取り組みから学んできたと思います。先ほど潮谷さんから、すでに今日の講師の方々についてはご紹介をいただきました。思いがけない妊娠に悩む女性の支援、それから「赤ちゃんポスト」は、日本で唯一、熊本だけにしか設置されていません。なぜ広がらないんだろう。あるいは「こうのとりのゆりかご」に預けられた子どもさんたちは、その後、どうなっているんだろうか。これまでも新聞やテレビの報道などでも伝えられてきましたが、今日はとても詳しい方々、専門家にお集まりいた

きましたので、現状や、あるいは将来についても考えてみたいと思います。

それから、子どもに家庭を与える養子縁組にもいろいろありますが、今は特別養子縁組という、生まれた新生児を実子として育てていけるような養子縁組制度も作られています。ただ、この運用については、各県で取り組み状況が非常に違ってきます。統計上から見ますと、熊本県は残念ながら全国でもとても低いレベルにあります。なぜそうなのか。里親という、仮ですが家庭的な環境で育てていく、こういう制度の運用についても熊本県は少ない。どうしてこういう地域差が起きるのかなども気になっています。

子どもが幸せに生まれ、生きることができると社会を作るためには、多様な問題点が存在していますが、こういうものを政策としてどのように考えていくのか。行政機関はどちらの方向を目指して動いているんだろうか。そして、行政だけでは対応できませんので、私たち市民、民間団体、こういう市民社会を形成するそれぞれの主体がどう関わっていったら、もっと素敵な社会になるのか、本日のフォーラムを通して考えていきたいと思えます。



第2章 「このとりのゆりかご」から新たな児童福祉政策へ

政治家・前熊本市長 幸山 政史 氏

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました幸山でございます。今ご紹介の中で、児童福祉に造詣の深い3人というご紹介でありましたけれども、あとのお二人と潮谷理事も含めて造詣の深い方々ばかりですが、私は決してそうではありません。ただ、先ほど上野先生からご紹介をさせていただきましたように、今日のフォーラムのきっかけをつくらせていただいた者として、それから今日お話をします「このとりのゆりかご」も11年が経過いたしますけれども、その設置を許可した者として、その立場としてお話をさせていただきます。どう思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

すみません、冒頭お断りでございますが、パワーポイントは用意いたしておりません。コピーをした新聞記事ですとかデータをお手元に、事務局にお願いして配らせていただきました。そちらをご覧になりながら、私の30分ほどのお話を聞いていただければと思います。

「このとりのゆりかご」は、後であらためて経緯などにつきましてご紹介したいと思います



幸山政史氏

けれども、スタートしたとき、また許可を判断したときは、「ゆりかご」は許可するけれども、あるいはこれからスタートはするけれども、できるだけ使われないほうが望ましいということを申し上げておりました。これは当時の潮谷知事もそうございましたし、蓮田（太二）理事長も同じような考えの中でスタートしたものでございました。

それから11年が経過したわけでございますけれども、これは新聞等で報じられておりますが、現時点、公表されているだけで、11年間で137人の子どもが「ゆりかご」に預けられているという現実がございます。

当時の「ゆりかご」が使われない社会を目指していくということ、この11年間の歩みがどうであったのかということ、あらためて

振り返らなければならないのではないかと思いますし、そして今、国のほうでも大きな動きといましようか、社会的養護につきましての大きな変化が起きようとしているところでもあります。

この辺は後ほど萬屋さんなり、藤林さんなりからお話があるうかと思えますけれども、基本的には乳幼児の家庭的養育原則の実現、あるいは原則として施設への新規措置入所を停止していく。それから、数値目標が定められておりまして、3歳未満の社会的養護の必要な子どもに対して、おおむね5年以内に里親委託率を75%以上にするとか、さまざまな数値目標も掲げられている状況でございます。

このような、ある意味では大きな一大転換といましようか、国が舵を切った中で、この地方で、私たちはこれからどうしなければならぬのか。特に「ゆりかご」が11年間あり続けた熊本においては、これからどういう道を歩み続けていかなければならないのか。関係者だけではなく、市民の皆さま方も交えながら大いに議論をし、方向性を見定めていかなければならないのではないかと、そのような思いも持っていたところでした。

そのような関心の中、今日おみえただいております萬屋さんとはお会いしていませんでしたけれども、愛知方式、新生児養子縁組の愛知に行って学ばせていただいたり、藤林先生のところにお邪魔をして、福岡市の里親制度の取り組みについて学ばせていただいたりしております。

ですから、この話を私がするということは、ある意味では自分自身の大いなる反省といましまし

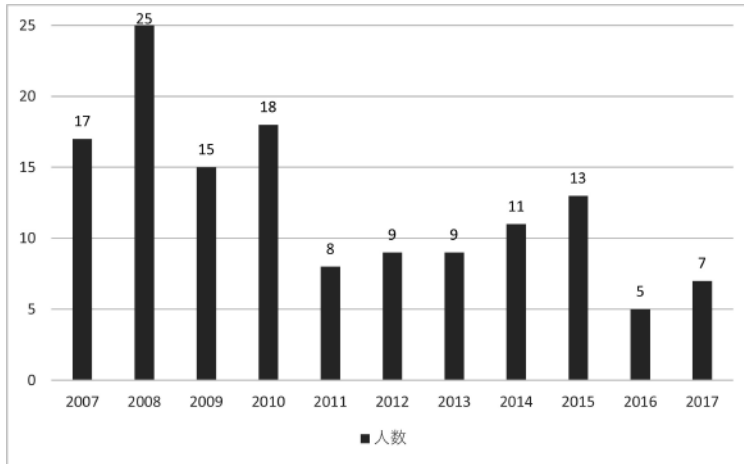


図1 こうのとりのゆりかごに預けられた人数の推移
(注：熊本市公表のデータを加工)

うか、できなかったことをさらけ出すということ
で、非常にその責任の重みを感じています。

しかしながら、これからもしっかりと見守って
いきたいという気持ちもあります。今日は、そう
いう思いも込めてお話をさせていただきたいと思
いますので、しばらくの間、よろしくお願い申し
上げます。あとは、すみません、座ってお話をさ
せていただきたいと思います。

あらためて、「こうのとりのゆりかご」の11年
を振り返るにあたりまして、これは熊日さんの許
可も取っていないので、後で怒られるかもしれま
せんけれども、平成30年を振り返るという特集の
中で、「こうのとりのゆりかご」について、先月、
新聞記事として取り上げていただきました。その
中で私もインタビューを受けたわけですが、非常
によくまとめられておりますので、ぜひこちらを

ご覧いただきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、真ん中の棒グラフは預けられた人数です（図1）。年度ごとの違いはありましても、毎年、何名かの赤ちゃんが預けられている状況にございます。トータルは137名ということです。

11年、あらためて振り返ってみますと、左上に動きがございませけれども、最初に慈恵病院さんがこの構想を公表されたのは平成18年11月でした。設置を許可したのは翌年4月、運用を開始されたのは翌月の5月です。

慈恵病院さんが公表されてから判断するまでに半年足らずの間で、例えば違法性はないのか、あるいは赤ちゃんの安全については確保されるのか、さまざまな観点から検討を重ね、判断させていただきました。

2月に当時の安倍首相の発言なども紹介されていますけれども、当時は総理大臣や各大臣などから非常に慎重な意見も相次いで出されていましたし、市民の皆さま方からも市役所に対し、慈恵病院さんに対しても賛否両論の意見が激しく出されていたと聞いております。そのような中で、最終的に設置許可の判断をさせていただいたものです。

判断の理由は、消極的に聞こえるかもしれませんが、「ゆりかご」を設置することについて違法性が認められないということでした。さまざまな法律や条約などを照らし合わせ、国に

見解を求めました結果、そのような判断に至ったわけです。

ただ、これは私のある意味では個人的な思いとして、「ゆりかご」が設置されることによって、救われる命があるのであればというような思いも込めて許可したことは間違いありませんでした。

その後の動きなどを見ても分かるように、検証を続けてきております。当時は、熊本市は児童相談所を持っておりませんでしたので、当時の潮谷知事からのご協力もいただきまして、いわゆる安全面などの短期検証については熊本市で責任を持ってやらせていただく。その後の社会的養護も含めた中期検証については、児童相談所を持っている県のほうでやっていただく。県、市連携の下で、ある意味では「ゆりかご」を見守り、検証させていただいたというものでした。しかしながら、2010年4月に熊本市が児童相談所を設置する運びに至りましてからは、中期も短期も熊本市の責任の下に検証を続けました。

その検証結果が、この中に一部書かれています。2012年3月の第2期の報告書には「安易な預け入れにつながっている」という表記があったり、2014年の第3期の報告書には「その預けられた中で障害児が1割、きょうだいで預けた例もある」というような指摘もなされました。ここに至りまして、最近よく取り上げられることで「出自を知る権利」、自分がどこから生まれてきたのか、その本人が持つ固有の権利が、「ゆりかご」の存在によって妨げられてしまっ

いるのではないかというような指摘もあります。その大きな課題は、ある意味では、「ゆりかご」がスタートしたときから抱えてきた課題であると言っても過言ではなく、そういう中でスタートをしてきております。

この11年間、「ゆりかご」は、存在意義とまでは申し上げませんが、どうだったのかということを考えたときには、大きな役割を果たしてくれたと、私はこの11年間を振り返る中でそう感じていきます。確かに、さまざまな課題を抱えつつの11年間でしたが、大きな意義があったと思っております。

先ほど人数については、137人とご紹介いたしました。その新聞記事をめぐっていたときと、数字が数多く載っています。表1は第4期検証報告から抜粋したものです。137人の子どもたちの預けられた当時の状況がどうかであったのか、あるいはその背景がどうかであったのかなどにつきまして分析をし、それを公表しているものです。

少し余談になるかもしれませんが、スタートしたときの行政側の大きな課題として、情報公開をどこまでやるかという課題がありました。正直申し上げまして、スタートするとき、どこまで公表するかというのは、基本的には年間で件数程度であろうという考えでした。

プライバシーを守ることを最大限に配慮しなければならないということでしたけれども、その時に指摘されましたことは、ブラックボックス化されてしまうのではないかということ。「ゆり

(単位：件、%)

		合 計	
項目	細項目	件数	構成割合
預け入れ件数		130	100.0
性 別	男	66	50.8
	女	64	49.2
年 齢	新生児 (生後1ヶ月未満) ※(うち早期新生児 (生後7日未満))	107	82.3
	乳 児 (生後1ヶ月～生後1年未満)	15	11.5
	幼 児 (生後1年～就学前)	8	6.2
	※第3期より「早期新生児(生後7日未満)」を追加したため、第1期・第2期についても表示		
健康状態	健 康	101	77.7
	医療を要したももの	29	22.3
身体的虐待の疑い	虐待の疑いのあった件数	0	0.0
病院からの手紙の持ち帰り	手紙の持ち帰りの件数	99	76.2
遺留物	有の件数	75	57.7
	親の手紙	44	33.8
戸 籍	置かれていたもの (着衣以外)	75	57.7
	親の手紙	44	33.8
事後接触	接触の有無	27	20.8
	接触の時期	9	33.3
父母等の居住地 ※第4期より「国外」を追加	県 内	10	7.7
	九州(熊本県以外)	32	24.6
	四 国	1	0.8
	中 国	8	6.2
	近 畿	10	7.7
	中 部	11	8.5
	関 東	22	16.9
	東 北	3	2.3
	北 海 道	1	0.8
	国 外	1	0.8
父母等引取り	父母等が引き取った件数	15	11.5
母親の年齢	10代	15	11.5
	20代	45	34.6
	30代	30	23.1
	40代	9	6.9
	不 明	31	23.8
預け入れにきた者 (複数回答)	母 親	93	71.5
	父 親	26	20.0
	祖 父 母	18	13.8
	そ 他	27	20.8
	不 明	25	19.2

(単位：件、%)

		合 計	
		件数	構成割合
出産の場所	医療機関	50	38.5
	医療機関(推測)	6	4.6
	自 宅	58	44.6
	車 中	4	3.1
母親の婚姻状況 ※第3期より「死別」を追加	不 明	12	9.2
	既婚(婚姻中)	34	26.2
	離 婚	23	17.7
	死 別	1	0.8
	未 婚	42	32.3
ゆりかごまでの 主たる移動(交通)手段	不 明	30	23.1
	車(自家用車)	54	41.5
	航空機	14	10.8
	新幹線等鉄道	32	24.6
	その他(上記以外)	3	2.3
	不 明	27	20.8
家庭の状況	ひとり親家庭	24	18.5
	その他	106	81.5
きょうだいの状況	あり	56	43.1
	(うち3人以上)	33	25.4
	な し	44	33.8
子どもの実父	不 明	30	23.1
	母親と婚姻中(夫)	22	16.9
	母親と内縁関係	7	5.4
	その他(恋人等)	31	23.8
	その他(詳細不明)	20	15.4
	実父に別の妻子あり	18	13.8
ゆりかごに 預け入れた理由 (第2期以降は複数回答) (預け入れにきた者からの 聞き取りなどを基に分類)	不 明	32	24.6
	生活困難	34	26.2
	親(祖父母)等の反対	10	7.7
	未 婚	27	20.8
	不 倫	17	13.1
	世間体・戸籍	17	13.1
	世間体		
	戸籍 (に入れたくない)		
	パートナーの問題	22	16.9
	養育拒否	10	7.7
そ の 他	育児不安・負担感	5	3.8
	その他		
	強 姦		
	母親のうつ・精神障がい	13	10.0
	友人の勧め		
不 明	33	25.4	

表1 こうのとりのゆりかごに預けられた子どもの内訳と状況
(出典：熊本市「こうのとりのゆりかご検証」、平成28年)

かご」に預けられるということは、それだけいろいろな問題があるからでありまして、その社会的な背景といえます。それを浮き彫りにさせていく中で、少しでも改善していくことに意味があるというような指摘をいただきました。

それは、私どもも納得するところでしたので、その後、検討を重ねる中で、このような項目につきまして、データとして公表させていただいたものです。

巻末の附表1をご覧いただきたいと思えます。その中に、今日の大きなテーマにございます、いわゆる「ゆりかご」に預けられた後、その子はどのような環境で過ごしていくのかをまとめた表です。今でこそ、そういう方は少なくなつたのかもしれませんが、スタートした当時や間もない時期は、預けられた子は慈恵病院で成長していくのではないかと、ずっとそこで暮らしていくのではないかと考えておられる方は決して少なくありませんでした。この中にも書いてありますように、乳児院等の施設で育つ子もいれば、里親に養育委託される子もいます。それから今日の大きな一つのテーマでもございます特別養子縁組で新たな親子関係を結んで育つ子もいます。預けられた137人の子どもの、その後の成長の過程につきましても明らかにしているものです。

先ほど上野先生が遠慮がちに、自分はそれほど関心がなかったということをおっしゃいましたが、児童福祉の中でもこのような社会的養護につきましては、例えば里親の話にしても、乳児院や児童養護施設自体がどのような施設なんだろうかと、一般的に理解が広まっているとはなかなか

か言い難いと思っております。さらには里親や特別養子縁組という言葉を聞いただけではイメージしにくいという現実が、まだまだこの社会には根強く残っているのではないかと気がしております。

私は、ある意味では、この「ゆりかご」があることによって、「ゆりかご」に預けられる瞬間だけではなく、その後の子どもの育ちにつきましても、多くの人たちが関心を持つ、注目につながる、そのような意義も果たしているのではないかと思っております。

先ほど、国の社会的養護につきましての変化の話をいたしました。実は、平成28年度に「児童福祉法」が改正されております。

「子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決や里親による養育を推進することを明確にした。これは、国会において全会一致で可決されたものであり、我が国の社会的養育の歴史上、画期的なことである」と、国が示しました新しい社会的養育ビジョン、あるいは平成28年度に改正されました「児童福祉法」の中にもはっきりと明記されたわけです。

国と「ゆりかご」のことを申し上げますと、「こうのとりのゆりかご」については国が、あまり言い過ぎるといけないのかもしれませんが、きちんと向き合っているとは言いがたいと

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計
熊本県	253	204	129	124	126	85	63	64	62	88	1,198
熊本市	732	594	439	391	438	496	392	445	308	197	4,432
慈恵病院	501	472	513	591	690	1,000	1,445	4,036	5,466	6,565	21,279
3機関合計	1,486	1,270	1,081	1,106	1,254	1,581	1,900	4,545	5,836	6,850	26,909

図2 妊娠出産に関する相談件数年度別推移
(出典：熊本市「こうのとりのゆりかご検証」、平成28年)

思っております。先ほど短期・中期の検証の話をいたしました。その検証の場におきましても、ぜひ国に委員として入ってほしいというお願いをしました。もしそれができないのであれば、オブザーバーでもいいから、その議論を聞いてほしいということも申し上げてまいりましたが、なかなか首を縦に振られることはありませんでした。

このことも私の力不足を露呈している話ですが、「こうのとりのゆりかご」について、国が積極的に関与してきたとはとても言えないような状況で、先ほど紹介しました新しい社会的養護に関しましては、今、大きく舵を切ろうとしています。私は、「こうのとりのゆりかご」と新たな社会的養護の変化につきましては、密接な関係があると捉えていますし、しっかりとつながっているのだと感じているところです。

「ゆりかご」のもう一つ大きな意義としまして相談対応の状況ということで、「ゆりかご」の開設に併せ、この時も潮谷知事にご協力いただきました。県と市に24時間の相談体制を組ませていただきました。これはもちろん慈恵病院も数年前から始めておられましたが、やはり使われないほうが望ましいという考えの中で、まずは相談を徹底しようということ(で、

3者足並みをそろえてスタートを切りました。

その後の相談件数の状況については、ご覧のとおりです（図2）。県、市の件数については横ばいか、やや下がり気味の状況にある中で、慈恵病院は右肩上がり、年間6千件を超えるさまざまな相談が全国各地から寄せられております。ある意味では、このことも浮き彫りになりましたし、これだけ困っておられる方が全国各地にいらつしやるということで、命を救う、救われないの評価につきましては、この相談件数なども含めなければならぬと感じているところです。

そろそろ時間も迫ってまいりましたので、あとは資料のご紹介をさせていただきたいと思えます。今紹介しました相談状況の裏面には、平成30年の「ゆりかご」が使われた状況が紹介されています。

その次に、新生児等の新規措置の措置先ということで、平成27年度の児童相談所設置市の表が出ております。これは先般、私が愛知にまいりましたときにいただいた資料です。後ほど萬屋さんからいろいろとご紹介がありますので、表の紹介だけにとどめさせていただきませんが、附表2のようにやはり突出して愛知が多い状況は見て取れるかと思えます。

最後の資料になります。これは藤林さんからのお話になると思いますが、里親委託率の都道府県と政令指定都市のランキングがあります。福岡市さんは7番目の26.8%、これは平成28年度の数字ですので現在はもう少し上がっているでしょう。熊本市は54位で11.1%、熊本県は

裏の67番目の7.5%という状況です。

このことは先ほど申し上げましたように私の反省点でもありますし、ただ高い低いをもって、いいとか悪いとか単純に申し上げるつもりはございません。ただ申し上げたいことは、これだけ違いがあるという現実です。ぜひ皆さま方にもご認識していただければと思います。トップの新潟市さんは48.9%ですので、かなり開きがあります。

実は私も熊本市長時代に、先ほど申し上げたように「ゆりかご」は預けられて終わりではなく、その後どういう環境で生育していくのか、そこも大事なのだということで、より家庭に近い環境の里親の普及をもっと進めていこうと、担当職員とさまざまな取り組みをしましたが、なかなか数字として上がることはありませんでした。

当時は、愛知県にも担当する児童相談所の職員を学びに行かれました。その時は、刈谷の所長でいらつしやった萬屋さんにご対応いただいたようです。それから7～8年ぐらい、もつと経過しているのかもしれませんが、実は萬屋さんとは、今日初めてお会いするわけです。わざわざ台風の中をお越しいただいたのはとてもありがたく、そして、これからの熊本における社会的養護の在り方について、一つの大きな指針を示していただけたのではないかと思つてるところです。

先ほど、新しい社会的養護のビジョンのことを紹介して国のことを申し上げ、そして里親委託率等の数値目標もご紹介をさせていただきました。もう一度申し上げますけれども、3歳未満に

つきましては、おおむね5年以内に里親委託率は75%以上。3歳から就学前までの子どもについては、おおむね7年以内に里親委託率を75%以上。それから、学童期以降につきましては、おおむね10年以内をめどに里親委託率を50%以上とされています。

先ほどのそれぞれの都道府県や政令市の数字をご覧くださいますと、非常に高い目標であるということがお分かりでしょう。それから、特別養子縁組につきましても、現在年間五百人程度ですが、それを千人以上の縁組を成立させようという方針も示されています。

先ほど申し上げましたが、方向性としては、私もより家庭に近い環境でということ。「ゆりかご」に合わせるかたちで申し上げていましたので、方向性としてはとても喜ばしいことだと思っております。

これから、各県や市などで計画を策定することになると思います。数値目標なども、おそらくこれに近い数値目標が示されることになるでしょう。しかし、本当に子どもの成長によい影響を与えることなのかを、しっかりと見た上でなければ、言葉はとても悪いですが、ただ単に数合わせになってしまつてはいけないと思います。

特に社会的養護などにつきまして、先ほど申し上げましたように、まだまだ一般的に理解が深まつているとは言えない状況で、しっかりとその普及などに取り組んでいかなければならない。これは行政だけではなく、NPO団体、社会福祉法人、あるいは広く市民の皆さま方の理解や協

力がなければ、数値も達成するものではないと思いますし、子どもたちの健やかな成長にも大きく関わってくださることだろうと思っております。ぜひ今日のフォーラムをきっかけとして、そのような機運が高まっていくことを心から期待をするものでございます。

すみません、パワーポイントを用意せずにお話をしましたので、少し分かりづらかったかもしれません。以上をもちまして、私からの報告を終わらせていただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。



第3章 赤ちゃん縁組がつかないのち

（愛知方式とよばれる児童相談所・虐待防止のとりくみ）

認定NPO法人CAPNA理事長・元愛知県児童相談センター長 萬屋 育子 氏

皆さん、こんにちは。愛知からまいりました萬屋と申します。プロフィールにも書いてありますけれども、鹿児島県の離れ島、沖繩までに行きませんが徳之島の出身です。わけあってというか、出稼ぎのために愛知に行ったんですけれども、稼げずにまだ愛知の辺でうろろしている状況です。

今日は、いろいろなご縁がありまして、ここに呼んでいただいたことを大変うれしく思っています。これまでも「こうのとりのゆりかご」との関係から何回かこの地を訪れています。地震後は訪れたことがなかったものですが、今日は熊本城の周りを歩いてきました。これから熊本城を元の姿に復興させるのはなかなか大変なことだとは思いますが、今日は30分ですので、あと10分というところで声を掛けていただいけませんか。ついしゃべりすぎたりすることが多いものですから、お願いします。



萬屋育子氏

家庭養護への移行が進行中だというお話が先ほどありました。特に、家庭養護の中で、私が児童相談所で取り組んでいた「赤ちゃん縁組・特別養子縁組Ⅱ愛知方式」についてお話したいと思います。

私は、妊娠中から相談に乗る手法は児童虐待防止、また愛着障害の予防にもなると思っています。さらに付け加えるならば、児童相談所の職員の疲弊防止にもなるのではないかと思います。

養子縁組家族、成長した養子からのメッセージ。私は退職して8年目、県の里親委託推進委員をやっています。いろいろな里親家庭、大きくなつた養子さんたちのお付き合いが続いていますので、その中からの言葉を幾つか皆さんにお知らせします。

施設養育から家庭養育への移行が進んでいる、先ほどお話がありましたように新しい社会的養育ビジョンが昨年8月に示されました。社会的養護というのは、親が面倒を見られないとき、あるいは親に面倒を見させることが不適切な場合に、社会が代わって子どもの面倒を見る、子どもの養育をする仕組みのことをいいます。

社会的養護の対象児童は、最新の資料で4万5000人（2017年12月現在）。これを多くと見るか少ないと見るか。乳児院に2801人、養護施設に2万6449人です。そのほかに児童心理治療施設、かつては情緒障害児短期治療施設といっていました。ほかに児童自立支援施設などがあります。多数の子どもたちと職員が一緒に生活している、これがいわゆる施設養護と呼ばれます。

それから里親家庭で生活している子どもたち、あるいはファミリーホーム、多くは里親夫婦と5、6人の子どもと一緒に生活している。そういうファミリーホームが全国で三三カ所ありまして、1356人という数字です。施設養護に対して家庭的養護といえます。

それから15歳以上を対象にした児童自立生活援助ホームは施設養護、家庭的養護はどちらに入るんでしょうか。私がかかっていますませんが、ここでも子どもたちが親から離れて生活しています。社会的養護で家庭的養護が占める割合はわずかに2割弱、これでも増えてきました。そして今、施設養育から家庭養育への変換を図りつつあるという状況です。新しい社会的養育ビジョンは、

先ほどお話がありましたので省略します。昨年ビジョンが発表されると、児童相談所、児童養護施設、都道府県など関係機関から、かなり戸惑い、反発が出ました。こんなに高い目標を出されてもやれないよみたいな感じですが、かなりトーンダウンしているような気がします。私も拙速に進めるのは危険だと思っています。現在でも里親委託後に虐待が起きて、どうやって引き揚げるか苦労しているということもありますので、しっかりと支援体制がなければ、なかなか数値目標達成は難しいことだと思っています。

今回の児童福祉法改正で「里親、養子縁組も児童相談所の業務」とわざわざ明記されました。今までも業務でしたが、わざわざ明記されたということは意味があると思います。

そうでなければ児童相談所は、どうしても虐待の対応に追われてしまう。そちらは一刻の猶予も許さない。そして何かあれば、例えば児童相談所の保護が遅れたために子どもを死なせてしまう、当然ですが、児童相談所は社会的に非難され、責任追及されます。どうしても虐待対応に追われてしまいます。保護した先に里親とか養子縁組はありますので、なかなかできないのが現状です。「児童相談所の業務」と明記された以上はやらざるを得ません、明記した意味があると思います。

児童相談所の役割を少しお話します。児童相談所は、ずっと昔からといっても戦後、児童福祉法ができたときにつくられました。その当時の児童相談所の主たる業務は戦災孤児、大陸から

の引き揚げ孤児を保護することだったと聞いています。私は昭和48年に愛知県の県職員で入りました、このころは障害児の問題が大きな課題になっていました。まだ座敷牢とか、障害者の対応に困って家の中に閉じ込めていたような時代です。若い人は分らないと思いますが、知的障害の子どもについて就学免除、就学猶予という言葉もありました。学校に来なくていい、学校に来させない、教育を受ける機会がない時代でした。児童相談所は障害児の居場所をつくるために、あるいは学校に行かせるために奮闘していました。

また、非行の子どもたちの対応に追われた時代もありました。そして不登校、登校拒否と呼ばれる時代のはしりのときには児童相談所が対応していました。今では非行相談、不登校相談は少なくなり、ほとんど虐待の対応に追われているのが現状だと思います。

児童相談所は、虐待対応してうまくいかなければ、うまくいかないというのは、東京の事件のように保護が遅れて死なせてしまったとなると大変非難を受けます。児童相談所には児童福祉法で大きな権限が与えられています。児童相談所長は、必要があると認める時は児童を一時保護できます、親の同意がなくてもできます。ということは子どもを学校、病院、あるいは家庭からでも連れてくることができるということです。

さらに親の親権停止の申し立てをすることもできます。親が反対しても施設に入所させることもできます。児童相談所は子どもを守るために強い権限を持っていますので、有効に使わずに子

どもを死なせてしまうと非難を受けることになります。

児童相談所は子どもを守るために強い権限を使って子どもを家庭、家族から引き離してしまうことができますが、一方で里親制度を持っています。新しい家族、家庭を子どもに用意することもできます。赤ちゃん縁組、養子縁組も里親制度を使います。私はこれをもっと使ってほしいと思っています。これから、児童相談所は新しい家族を子どもに用意することに使うべきだと思いますし、進んでいくだろうと思っています。

里親制度と養子縁組制度については、知っている人は知っていますが、知らない人は知らない。ごっちゃにすることが多いですが、里親制度というのは児童相談所ではできません。児童相談所が施設に入れるのと同じようなことで里親に託す。これは登録した方のみに子どもを委託することができます。

養子縁組は「民法」に基づくもので、児童相談所だけでなく、個人や民間団体でも仲介ができます。ここ数年、特別養子縁組の仲介をする民間団体が増えました。里親の種類としては、養育里親、養子縁組里親、親族里親、専門里親があります。養子縁組里親を使って、児童相談所は新しい家族、しかも恒久的な家族をつくることができます。

都道府県市の里親委託率表で新潟県の里親委託率が高い数字を示しています。親族里親が多いと聞いています。愛知県は新生児の里親委託をして特別養子縁組に繋げていますが、委託率は低

いです。養子縁組した子どもたちは里親委託率には反映されません。それぞれの地域でいろいろな事情があると思います。

里親委託中は、18歳を過ぎても延長が可能で、里親手当、養育費が払われます。養子縁組との差は、事実婚と法律婚と考えたらどうでしょうか。事実婚は、一緒に生活しているのは変わらないけれども法律的な義務はないです。それと同じように里親と一緒に生活しているんですけれども、姓も一緒ではないですし、法律的な親子関係はないということです。

特別養子縁組は、夫婦でないと駄目とか、25歳以上でないと駄目とか、いろいろ条件がありますが、里親になることはどなたでもできます。ただ、子どもとの生活が苦にならないというのが条件かもしれないですね。子どもとの生活が面倒くさいという方は、里親に手を挙げないほうがいいと思います。

養子縁組は、2種類の養子縁組があります。戦前から日本の「民法」の中で行われていたのは家の跡継ぎということで、普通養子縁組と呼ばれるものです。年齢に差があれば誰でも、届け出でできます。

この普通養子縁組に、特別養子縁組が1988年（昭和63年）に新たに加わっています。子どものための特別な養子縁組で、国家宣言型と言われます。普通養子縁組はあなたと私の届け出でできますけれども、特別養子縁組は家庭裁判所に申し立てをして、家庭裁判所が審判を出して成

立します。

この特別養子縁組のきっかけは、1973年、ちょうど私が愛知県の県庁に入った年で、菊田医師事件がきっかけでした。予期しない妊娠出産に苦しむ女性と、生まれてくる赤ちゃんを欲しいと願う夫婦の仲立ちをされていました、そこで偽の出生証明書を出していたと公表されました。

この当時、私は新規採用で児童相談所に行きましたが、職場で全然話題になりませんでした。このころコインロッカーがで始め、しょっちゅうコインロッカーに赤ちゃんの遺体が入っていたというニュースが報道されました。そのことが児童相談所に関わりがあるとは全然思っていました。児童福祉関係者がこの状況を児童福祉の問題としてとりあげることがなかったように思います。

愛知県がどうして赤ちゃん縁組をやってきたかということですが、実はこの「愛知方式」と呼ばれるのは児童相談所より前に、愛知県の産婦人科医会がやっていたという歴史があります。愛知県の産婦人科医会は、先ほどの菊田医師を告発しました。そして、自分たちは法律を守って養子縁組をするということで、産婦人科医会1976年10月1日（法の日）に養子縁組あつせん事業「赤ちゃん縁組無料相談」を開始しています。終了したのは1997年、21年間、何と1255組の親子を誕生させています。

その間、45都道府県に、子どもたちが家族としてもらわれています。子どもが養子としていかなかったのは秋田県と鳥取県だけです。子どもたちは外国にも、アメリカが一番多いのですが、アメリカをはじめ9カ国に養子としてもらわれていきました。これが愛知県産婦人科医会の素晴らしい実績です。

そのころ、児童相談所はどうしていたか。妊娠中から相談があると「生まれてから来てください」「生まれて困るんだったら乳児院に入所させましょう」と言っていました。私も若いころ電話を受けて、そのように対応したことがあります。生まれるまでが大変で相談しているのに、生まれてから来てくださいはないだろうと批難を受けますが、そのとおりなんです。

今でもこのように対応している児童相談所があるようです、ちよつとびつくりします。妊娠中からの相談にきたのは民間団体でした。東京の環の会（わのかい）は古くから歴史を持っています、児童相談所ではなく、民間団体がずっと相談に乗っていました。

その中で愛知県の児童相談所の矢満田篤二（やまんたとくじ）さんを私は師匠と呼んでいます。当時児童相談所で児童福祉司をしていた方です。愛知県の産婦人科医会が始めたことに変な関心を示して、勉強に行き、児童相談所で妊娠中から相談に乗ったというのが始まりです。

矢満田さんは産婦人科医会の手法を取り入れ、さらに進化させています。子どもを受ける側、養親となる人に厳しい条件をつけています。当時の児童相談所では矢満田さんしかできないと思わ

れていて、なかなか広がりませんでした。

それでも、矢満田さんが「新生児里親委託」をコツコツ続ける中で矢満田さんに教えてもらいながらやる人が出てきました。一度やると、病みつきになるという感じですかね、はまると言ったらほうがいいと思いますけれども。生みの親が育てられないかわいい赤ちゃんがいて、どんなに苦勞しても赤ちゃんを欲しいご夫婦がいてと両者をつなぐ仕事ですから児童相談所の中では、ある意味とてもおいしい仕事です。

広がり始めたのは児童相談所に専門職採用の配置が増えていったこともあると思います。県内の児童相談所で「新生児里親委託」をする人が増えてきましたので、里親担当者でマニュアルを作ろうということになりました。私は相談所は変わってもずっと里親担当をしていました。決して、上司からやれとか、愛知県の施策としてやっているということではないです。お金も掛からず、生みの親にも、迎える夫婦にも、関係者にも喜ばれ、感謝されるのがこの方法です。

矢満田さんはいろいろな学会で実践発表されたりしましたが、他府県ではなかなか広がらなかったですね。児童福祉の主流ではなかったです。社会福祉の社会的養護の主たる柱として、養子縁組を位置付けてこなかったというのが私はあると思います。特別養子縁組制度ができたときに「児童相談所の業務」と明記されるべきでした。

このやり方はマスコミが取り上げ、「愛知方式」と呼ばれています。妊娠中から相談に乗る、

乳児院に入れない、産院から直接、里親さんのところに子どもをお願いするというのが大きな特徴だと思っています。

里親夫婦の条件としては、概ね40歳まで。概ねですからね。それでも40歳に反応して、「40歳とは何事ですか」とおっしゃる方も見えます。40歳というのは一つの区切りだと思えます。子どもにとって、20歳の成人となるまで、今は定年が延びてきましたが、それでも60歳定年が主流の中で、養親が経済的に支えてほしいという思いがあります。

もう一つは体力です。子育ては、やはり体力勝負です。それを考えると、40歳というのは妥当だと私は思っています。いろいろ皆さんご意見があるようです。ただ、40歳といっても、40歳を超えて登録される方もいますし、実際に43歳のところに赤ちゃんが行ったこともあります。

性別は選べない。女の子、男の子、どちらが希望が多いと思えますか。私がそれこそ就職したころは、跡継ぎみたいなイメージがあつて、男の子を希望という方が結構みえましたが、今ももう圧倒的に女の子です。男の子はかわいいそうなくらいです。男の子もかわいいですよと言って売り込んでいますが、9割ぐらいは女の子です。でも選べません。

それから赤ちゃんの背景・事情、育てられない事情というのは、それなりの事情があります。その事情、背景について理解していただきたい、のみ込んでいただきたい。多くの方があまり重い背景がないほうがいい、普通の事情がいいとおっしゃいます。普通の事情では養子に出すこと

にはなりません、普通の赤ちゃんは普通の家にいます。やはりそれなりの事情があることを理解していただきたいと赤ちゃん縁組希望者に伝えていきます。

赤ちゃんの障害や病気については、生まれたばかりですから分かりませんよと伝えます。ただ、いろいろ背景を考えると、障害や病気もありと考えてくださいと言っています。

そして真実告知、赤ちゃん縁組の唯一の欠点は、養親が産んだかのように錯覚し、産まなかったことを忘れていくことです。「今更、真実告知が必要ですか」と多くのお母さんたちは言います。それでも「適切な時期に真実告知をしてほしい、真実告知をする」というのが条件です。

養子を欲しいという里親さんには大変好評でした。「愛知県では赤ちゃんのご縁がある」と他府県の里親さんも来ましたが、全国的にはなかなか広がりませんでした。「虐待で死亡している子どもの最多年齢は0歳0か月0日児、妊娠中からの切れ目ない支援が必要」と報告されるたびに「他県の児童相談所が赤ちゃん縁組の取り組みをしない、国も赤ちゃん縁組を評価しない」ことを歯がゆく思っていました。広がったきっかけは、実は「こうのとりのゆりかご」です。「こうのとりのゆりかご」が開設され、その後、NHKの熊本放送局から愛知県に取材に来て、『およう日本』で愛知の取り組みが紹介されたことがあります。その辺から、多くのマスコミが取り上げ「愛知方式」と呼ばれるようになりました。これで広がっていくという予感がありました。それでも、児童相談所は役所ですから、なかなか新しいこと、前例のないことはしたげられない。

私は国から何か通知があればやるのではないかと考えたのです。

退職の年に厚生労働省の児童家庭課の課長と直接お会いする機会がありました。次年度全国里親大会を愛知でやるというので挨拶に伺ったついでに、愛知の赤ちゃん縁組の取り組みをお話ししました。それが平成23年3月の「里親委託ガイドライン」の参考資料として「愛知県の取り組み事例」が出ました。やっと「認知された」と感じました。

その後、厚生労働省は「社会的養護の現状」で、「新生児の新規措置の措置先」の表を都道府県市別に「乳児院」「里親」と分けて作成しています。平成27年度の新生児の新規措置の措置先です。北海道が里親への措置をやっています、北海道は乳児院が2カ所しかなく、その乳児院の近く以外で生まれた赤ちゃんについて困ったときに、近くの里親さんをお願いすると言っていました。特別養子縁組前提でないと聞いています。

東京都を見ると明らかですけれども、乳児院への措置はたくさんあるのに、里親への措置はゼロということです。愛知の児童相談所も、乳児院へ12人も入れています。里親への措置は、特別養子縁組前提がほとんどだと思います、14人あります。

「乳児院への措置の割合が著しく高い自治体が多い。新生児等からの里親委託の取組が必要」、これは私が言っているのではなく、厚生労働省がその表の中に書いています。愛知方式を参考にしながら「赤ちゃん縁組・特別養子縁組」に取り組む児童相談所はこの間、少しずつ増えています。

愛知県の新生児里親委託養子縁組の実績について、少しお話ししたいと思います。昭和57年度から平成29年度まで、36年間の統計を取っています。総数は226人です。慈恵病院の数字は10年間で300人近くに比べると、児童相談所は楽勝です。愛知県に児童相談所は10カ所あります。10あって226人ですから、36年で割ると1年間で6、7ぐらいの数字です。そうすると、児童相談所1カ所について0のこともありますし、あっても1人か2人です。だから、どんなに虐待で忙しくてもやれるはずですよ。

男の子と女の子の比率も、男女は選べないと申し上げていますが、そのとおり、ほとんど差はないですよ。

出産前の対応をする。ここ数年はほとんど出産前からの相談です。この出産前からの相談というのが切れ目ない支援につながる。そして、それが虐待予防になるだろうと思います。

里親との初対面の日数は2週間以内、5日目ぐらいまでに会わせています。産んだ後に、産んだ方に意思確認をしていますので、その確認が1〜2日ぐらいかかります。それを合わせても2週間以内に95%、5日目までに62%の方が里親との初対面を済ませています。

引き取られる日も、2週間以内が78%ということで、退院許可が出たら同時に里親さんのところに行くということです。早いうちに会う、早いうちに家庭に引き取られるということが、親子の初期の愛着形成に大きく寄与していると思います。愛着障害を予防することにつながります。

愛着を深めるためのもう一つは、名前を付けるということです。平成17年度から調査をしますが、9割方が養親の側、もらう側が名前を付けています。もちろん、里親が名付け親となることを生みの親が承諾した上でことです。名前を付けるというのは、親にとって、大人の側にとっては子どもへの愛着を深めると思います。子の名前を誰が付けるかということについても議論があります。生みの親の権利ではないかと言われる方もいますし、育てる側が付けたほうがいいと言う方もいます。生みの親の気持ちを聴きながら進めていくのがいいと思います。

中学生・高校生の妊娠出産については、中学1年生の夏の出産に私は2人出会いました。10代だけではなく、未婚女性、アルバイト先で妻子あると分かかって付き合っていて、自分だけは妊娠しないと思っていたけれども妊娠したという専門学校の生徒もいました。複数の男性と交際して妊娠、子の父親が誰か分からないという方もいました。養護施設を出た少女が妊娠して、また児童相談所の養護ケースの親になったという事例もありました。

養護施設を出た少女が未婚の母として相談所へというのははつらかったですね。暴力を受けて妊娠した高校生、親にも言えず自殺未遂をして、親がやっと気が付いたというような事例もありました。

「予期しない妊娠で出産するしかないが、育てる見通しが持てない。育てられない」という相談については、妊娠中から相談に乗り、特別養子縁組につなぐというのはとても有効な方法だと

思います。妊娠中に相談に乗り、妊娠中に養子縁組してくださる方を探しますが、出産後にもう一回意思確認して、養子に出したくないというのはオーケーです。私は1回だけありました、迎える里親さん側にも説明をしています。

出産前に探すことについても議論があります、多くの妊娠中の女性は「里親さん、養子縁組してくれるところが見つかりましたよ」と伝えると安堵されたというのが私の実感です。

それともう一つ、捨てられて運よく生きていた赤ちゃんについてです。愛知県は新生児委託の方法で対応しています。どこかに捨てられていて、たまたま生きていました。警察から児童相談所に連絡が入ります。まず、病院に運ばれて健康チェックを受けます。愛知県の児童相談所ではその間に里親を探して、名前を付けてもらう、あるいは本籍地を使わせてもらうということをやっています。市町村との連携が求められます。

「養子を迎えた家族の一言」ということをご紹介します。どの家族も養子を迎えたことによって、家族が活性化したといえます。白黒の生活がオールカラーになったとおっしゃった方もみえますし、反対していたおじいちゃん、おばあちゃんが、子どもを迎えてとても元気になったという話も聞いています。

「大きくなった養子のことば」も書いてあります。「このとりゆりかご」について、「ゆりかご」に入った子どもが思春期に傷つくのではないか、出自を知る権利、家庭で育つ権利を奪われると

いう意見もあります。私は温かく迎えてくれる家庭、家族を用意することによって、捨て子だった赤ちゃんが大切に養子として育てられることで、自己肯定感も生まれると思います。里親委託率が1割台というのを聞いて、「僕はすぐく運がよかつたんだ、恵まれていたんだ」と言った男の子もいます。最初の出発は不幸だったかもしれないませんが、私たちは工夫次第で幸せな家族、幸せな家庭を準備できます。子どもに幸せな今があれば、大きくなって「命をつないだ生みの親」に肯定的な思いを持つことができると信じています。

虐待で死亡する子どもは後を絶ちません。虐待の死亡は問題になります。CAPNAで子どもの自殺予防の取り組みをして気が付いたのですが、10代で死亡する子どもたち、小中高生の自殺が357人というのを聞いて、これは虐待も問題だけれども、自殺予防対策にもっと力を入れる必要があると思いました。357人は、およそ1日に1人は死んでいるということですから、命をつなぐということをいうなら、これもおおきな問題だと思えます。

新生児遺棄・置き去り事件が後を絶ちません。この中で生存しているのは、ごくわずかです。この生存している子どもたちに、次の舞台というか、家族、家庭をぜひ早期につくってほしいというのが私の願いです。もちろん、遺棄、置き去りをする前に、どこかつながってほしいと願っています。

「いっこのとりのゆりかご」には10年間で130人が預けられました、慈恵病院が電話相談での

赤ちゃん縁組に繋いだのは10年間で294組です。予期しない妊娠、出産で悩み、苦しんでいる女性がたくさんいらっしゃるということですし、1カ所に集まるとものすごい数字になるということだと思います。全国47都道府県、20の政令指定都市、児童相談所がある自治体が、ゼロ歳からの養子縁組をもっと進めれば、妊娠中からの相談もすれば、救われる子どもが増えるのではないのでしょうか。

関連する動きはたくさんあります。施設養護から家庭養護へということ、いろいろな機関が動き出しています。私たちが危険な家族から子どもを救うことは当然のことですが、救うだけではなく、次に新しい家族、家庭を用意することもできます。この熊本の地でも児童相談所はじめ官民が力を合わせて妊娠中から相談に乗る、新しい家族につなげるという取り組みがもっともっと進むことを願っています。これで終わります、ありがとうございました。



第4章 里親先進都市福岡の児童福祉等の取り組みについて

福岡市こども総合相談センター所長・精神科医師 藤林 武史 氏

皆さん、こんにちは。福岡からまいりました藤林と申します。今日は台風で来られるかなと思っ
ていたんですけども、新幹線は動いていますね。私は久留米に住んでいるものですから、ひよっ
として途中で止まっただけではないかと思っただけで、早めに出ましたら、十分、時間も余裕を持っ
て着くことができました。

今日は、このシンポジウムの主催者から、「里親先進都市福岡の児童福祉等の取り組みについて」
というお話をいただいたんですけども、「先進」という言葉が何か恥ずかしくて、そんなに素
晴らしいものやっていると、ほかの児童相談所、都道府県政令市よりも先に進んでいるのは確
かなんですけども、先に進むといういろいろな課題にぶつかるとは、いいことばかりではなく、つら
いことも、とても大変なことにもぶつかります。その困難な課題に直面しながら、でもこのこと
を相談できる仲間はあるにないのか、どうしても手探りで解決していかなければいけない。



藤林武史氏

先に、いろいろな問題にぶつかっているという意味での先進かなと思います。

たぶん萬屋さんの愛知県も、新生児委託に取り組んでから、いろいろな困難にぶつかりながら切り開いてこられたんじゃないかなと思いますけれども、われわれも里親委託率を上げていく中でいろいろな困難を経験してきました。

今日はその中でも、いいこともあったんですけど、大変なこともたくさんありますで、そういう経験の一端をお話できればと思います。ただ、いいこともたくさんありましたので、それが原動力となって今に至っているのかなと思います。30分ですので、早速本論に入りたいと思います。

私のところの福岡市こども総合相談セン

ターは、ヤフオク！ドームのすぐ横にあります。今月、日本ハムとクライマックスシリーズが始まります。そういうシーズンになると、人混みでいっぱいあふれるような所にわれわれの児童相談所があります。私は、ここの児童相談所長になったのは平成15年（2003年）ですから、16年もやっています。もうそろそろ辞めようかなと思っっているんですけども、なかなか辞められないです。

私が所長になった当時、里親委託児童数は20人ぐらいです。300人以上の子どもが施設で暮らしていて、そのうちの約6%くらいしか、里親家庭に行くことはできませんでした。

私は精神科の医者です。こども総合相談センターという、福岡市の児童相談所が、総合相談センターとして大きくオープンするときに、公募で手を挙げて入ったんです。けれども、ただの行政にいた精神科医ですから、里親制度も施設のこと何も知らずに入ってきました。里親に行っている子どもさんがこれぐらいです、と聞いても、あまりピンと来なかったのです。

平成15年ごろ、毎年何百人という子どもを保護して、保護した子どもに行く先は、当然施設入所、つまり、乳児院、児童養護施設に行くのが当たり前というか、そんな雰囲気でした。年に1人か2人ぐらい里親委託される、年に1人ぐらいは特別養子縁組になる、そんな時代でした。新生児委託なんて誰も思いもしない、そんな時代ですね。乳児院に1年2年いて、障害がないのを見届けて、親の同意を得て、1歳2歳ぐらいで養子縁組をやるというのが当たり前の時代です。

ちょうどこのころ、今もそうですけれども、平成12年に「虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）」ができて、虐待通告が非常に増えてきます。また、こども総合相談センターがオープンしたということで、市民からのさまざまな相談がたくさん集まってきて、もう保護所もいっぱい、施設もいっぱい、福岡市内の施設だけでは賄えきれずに、遠く福岡県内、佐賀県、熊本県、鹿児島県、大分県、長崎県、九州各県に、担当のケースワーカーが子どもを連れていくという事態が発生していました。

私が就任した当初は、遠くの県に行かざるを得ない子どもたちをどうするのかというのが一番重要な課題でした。その時に、市内に施設を新設するとか定員を増やすことではなく、当時の本庁の部長さんは里親委託を活用しようと考えました。施設はつくってしまおうと減らせないので、里親さんだったら減らせるんじゃないのみたいな、今から考えれば非常に安易と言っているのかわかですが、そういう発想で里親委託を増やしていこうと話合ったことがありました。

ただ、当時の里親登録数は43世帯で、委託できる方は全部養育里親として委託済みか、養子縁組をされていてあとは登録だけ残っているような方ばかりなので、今現在登録している里親さんには委託はできない。今まで児童相談所も細々と開拓はしてきたけれども、これでは全然増えていかないということで、今までと異なった方法で里親開拓をしようというのが平成16年（2004年）のことです。

当時、われわれの職員の2人が、たまたまカナダを視察する研修がありました。トロントのまちなかには、こういう里親募集のステッカーやポスターがいっぱい貼ってあって、カナダではNPOが里親普及啓発をやっているんだと、2人の職員がかぶれてきまして、じゃあ、これを福岡市でやろうとなったのです。

でも、福岡市で里親を増やすNPOはないのです。全国を見渡しても、養子縁組を積極的に進めている、例えば大阪の家庭養護促進協会などありますけれども、里親制度に取り組んでいるNPOはなかったわけです。

でも、まあ、いいからやろう、みたいなことになりました。たまたま福岡市には子どもNPOセンター福岡というところがあって、そのNPOと行政とが協働で里親制度の普及啓発を行う。「新しい絆」プロジェクトと名付け、実行委員会「ファミリースイップ」をつくり、そこでいろいろな関係者、小児科医や各NPOの代表とか、いろいろな人が集まって、意見交換をしながら年2回のフォーラム、出前講座をずっと実施してきました。

年2回のフォーラムは、ただの2回のフォーラムですけれども、NPOとの話し合いで、いわゆる動員はやめよう決めました。動員をすると、どうせ関係者しか来ないので、動員は一切使わない。その代わりNPOの持っているネットワーク、またはマスコミの発信力をフルに使って動員なしでやろうということで始めました。

里親に関係するフォーラムで、動員なしで、いったい何人集まるだろうかということ、始めたのがこの2005年の7月です。この時は、東京にアン基金という、里親家庭の子どもさんも大人になったときに、いろいろな奨学金を提供する、そういうNPOがあつて、その代表の方を呼びました。全然有名でも何でもない方です。そういう人を呼ぶフォーラムに、いったい何人集まるだろうか。でも、ふたを開けたら200人の人が集まった。潜在的に市民の中には、この分野に関心を持つ人がいるんだということに気が付きました。

ここでアンケート調査を試みると、里親になろうという方が10人ぐらいいらっしゃる。なれなけれども協力したいという方が何十人もいらっしゃる。しかしまだまだ市民には里親制度とか、いわゆる社会的養護を必要とする子どもものが知られていないんだということを、われわれ行政機関もNPOも知ることになり、ここから2回のフォーラムを毎年開催していきました。毎回、何千枚というチラシをいろいろなところに配っていく。また、メディアを多用するといったことを行ってまいりました。

年2回、いろいろな方に来ていただきました。こちらは平成19年、京都府立大学の津崎哲雄先生です。ご存じの方もおられると思いますけれども、津崎先生は、めちゃくちゃ怒られるんですよ。「児童相談所はなつとらん、里親を増やせばいいつてもんじゃないんだ。もつと児童相談所は、里親さんを大事にしなさい」みたいなことで、えらいしかり飛ばされたことを覚えています。そ

れ以来、津崎哲雄先生とは長いお付き合いで、時々教えてもらっています。津崎先生からは、日本の里親制度を国際的な視野で捉えながら、日本の里親制度の遅れ具合とか、何が足りないのかということをお話いただきました。

この回は、日本でファミリホームを一番最初につくった横堀三千代さん。群馬県で施設職員をされていて、そこから独立してファミリホームをつくられた。その横堀三千代さんと、その娘さんで横堀昌子さん、短大の先生ですけれども、親子で来てもらったという、たぶんこれはいんじゃないかなと思いますけれど、こんな方をお招きしたりしました。

芹沢俊介さんという評論家の方に来てもらったり。この時は、マイケル・メイヤ・キングさんという、後でちよつと紹介しますけれども、2014年にオックスフォード大学から大学院生としてうちに来られまして、半年間、研究をされました。マイクと言うんですが、マイクにも、ちよつと30分ぐらい話してみてもいいよって、話してもらいました。

先週の日曜日、これが一番直近です。先週の日曜日にも台風が来ました。今日と同じで、どうするかなど思ってた予報を見ていたら暴風域に入ってますね。暴風圏に入ってた、フォーラムを開いて、来る人が途中でこけたらどうしようかなと思ってたんですけれども、やりました。10人か20人しか来ないんじゃないかなと思ってたんですけれども、100人ぐらいの方が来られまして、この台風の中を来る人はものすごく熱心な方なんだなと思いました。

この時の会の講師の先生は岩崎勝稔さん、中学生で金メダルを取った岩崎恭子さんのお父さんです。静岡県で里親さんをされていて、その方のお話を伺いました。本当に何と言うか、普通の人でしたね。金メダリストのお父さんですから、とてもすごい人が来るのかな思っていましたら、非常に普通の人で、とても温かい話をされて、それをみんなと一緒に聞きました。

このフォーラムがいいのは、今回もそうだと思うんですけども、いろいろな方の話を聞く。行政関係者も大学の先生も一般市民の方も、施設の方も里親さんも区役所の人も、いろいろな話を聞いて、ああ、やっぱり子どもにとって家庭が一番大事だなみたいな話をみんなで共有するというのを十何年続けてきました。

メディアも積極的に使って、そんなに増えていないんですけども、増加中と書いていただいて、これを見て、里親登録する方が増えてきたというのがありました。

そうこうしているうちに、このプロジェクトの中のメンバーが、SOS子どもの村という、オーストリアに本部があるNGOがありまして、これを福岡につくるんだみたい。本当に夢みたいなことを言って、実現してしまってます。これが福岡市にできたSOS子どもの村福岡です。これも非常に積極的にいろいろな取り組みを行っています。

福岡には子どもNPOセンター福岡という、幅広く市民に里親制度を普及していく団体と、SOS子どもの村JAPANという、もっと国際的な視野で実際に里親家庭の支援や、ファミリー

ホームを運営しつつ、いろいろな国際的な講演会を開いていく。また、SOSはこういった国連ガイドラインも訳しながら、みんな学んできました。

これは先ほど言ったマイクです。津崎先生から紹介されまして、マイクが来て、半年間、夢のような時間でしたね。日本語をしゃべるイギリス人がいて、半年間一緒に話すんですけれども、日本の社会的養護とイギリスの社会的養護をいつもディスカッションしながら、日本のいいところ、または足りないところを話していきます。

そのマイクの縁もあって、2016年、イギリスに、日本財団の支援を受けながら、うちの職員、私を含めて3人がロンドンに視察に行ったこともありました。

2005年（平成17年）から始まった「新しい絆」プロジェクトは、社会的養護の現状や課題を市民の多くの人たちに知ってもらう機会にもなり、社会的養護が狭い業界の人だけで閉じられていたのが少し社会的に広がっていった、そういうプロセスでもあったかなと思います。

その中から里親希望者が開拓されてきたんだなど。単に里親になりたい人にも集まってもらうだけではなく、裾野が大事かなと思います。里親にならない方の周囲には、里親さんを支援しよう、応援しよう、理解しようという方々も多くいらっしやるんだなど、そういった方々も開拓できていたんだなと思います。

このプロジェクトのもう一つの当初考えていなかった成果は、市民以外の児相職員、行政職員、

施設、里親さんが、里親ケアの理念や実践を学び、共有するプロセスでもあったんだと思います。児相職員も実は知らないんです。私も知らなかったんですけれども、フォスターケアというのはどういうものなのか、何が重要なのか。養子縁組と里親制度の違いすらもみんなよく知らなかったのを、だんだん学んでいきました。

ちなみにこのプロジェクトの中で養子縁組をテーマにしたフォーラムも何回もありまして、萬屋先生にも来ていただきましたし、「このとり」から田尻(由貴子)さんにも来ていただきました。もう一つは、時々国際的なお話もしていただくことで、日本国内だけで社会的養護やフォスターケアを考えるのではなく、国際的視野も捉えるようになっていったというのがわれわれの取り組みの10年かなと思います。

Googleマップで貼り付けたんですけれども、ガラパゴス諸島というのは、南米のかなり離れている所ですね。日本の児童福祉の社会的養護はガラパゴス化、とマイクが名付けたんですけれども、独自の発展をってしまったんですね。国際標準から懸け離れた日本の社会福祉というように思います。

このように13年ぐらいかけて、児相の職員も市民もフォスターケアについて取り組んでいくわけですけれども、児相相談所職員の意識が変わってきます。実は、施設に預けたほうが楽なんです、あとを全部してくれるので。里親さんに委託すると、何かといういろいろなことが発生して大変

なんですけれども、でも子どもの育ちのためには里親委託を行おう、家庭が必要という子どもには里親委託を行おうと変わってきました。

当初は施設がいっぱいなので里親を探そうというところから、子どものために里親委託を進めていこう。その次には、単に里親さんに預けて、それでおしまいじゃないんだと変わっていった。フォスターケアの中身が大事なのもっと質を高めていこう。絶えずそういったことをしなければ、先ほどお話があったように虐待が起こるとか、不調が起こるということになってしまふ。

でも、里親委託だけでは、やっぱり駄目だな。永続的な家庭、家族関係を保障するために養子縁組の取り組みは進めよう。最近は、全ての子どもが家庭で過ごせるように、一定期間施設で暮らしている子どもさんにも、家庭が必要なんだ。長期入所は減らしていつて家庭移行を進めるといのように、職員の意識が年々変わっていきました。

特に、子どもの育ちの質の保障というのは非常に大事なところですよ。里親委託を進めていくと、先ほど言いました「先進」というか、委託率が増えてくるといろいろなことが起こってくるのです。こういった公の場では言えないような、非常に苦しい、つらい体験がたくさんあります。これを乗り越えていかなければ、フォスターケアは豊かになっっていくかない。

そのためには2つの戦略です。一つは、児童相談所の中の里親担当者の増員。在宅ケースを持っているケースワーカーは兼務で絶対できるはずがない。里親だけに専念できる職員を増やしてい

く。その職員は専門性と経験年数が必ず必要なので、今現在7人のチームでつくっているんですけども、一番長い人で10年という方がいます。

里親の専任職員が7人いますと、里親さんとチームがつくれるんです。毎年変わっていると、チームも信頼関係もへったくれないわけなので、里親さんと児童相談所の里親専従者とがチームとなって、一緒になって子どもを養育していくことが重要です。

もう一つは、そこだけでなくて、地域、NPO、病院、療育機関、ボランティアとか、こういうフォーマル、インフォーマルな支える仕組みも一緒につくっていく。両方合わせて、フォスターケアの質を高めていくんだと思っています。

このように普及啓発を行い、多くの市民に理解してもらい、児童相談所の里親担当者も1人から7人まで増やしていくことによって、140人ぐらいの子どもが里親家庭で暮らす、3割の子どもが里親家庭で暮らすようになりました。

ただ、これでもまだ足りないです。2012年から里親委託率30%で止まってしまったのです。九州の中で大分県は、われわれ福岡市のライバルです。同じように切磋琢磨したり、お互いに相談しながらやっていたんですけれども、ちょうど同じころ大分県でも30%台で止まっていたんです。なぜ止まるのかなと疑問でした。

特に、乳幼児さんの委託先がなかなか見つからない。ですから、3歳未満の乳児さん、就学前

の子どもが委託できる里親さんが見つからないので、3歳未満の子どもさんの里親委託率は15%、ここで止まっていました。

一方、施設で長期入所している子どもさんは非常に多いということも内部調査で分かりました。その中には、乳児院からずっと連続して児童養護施設で過ごしている子どもさんが76人。この子どもたちは、ほぼ家庭復帰の可能性はない子どもさんばかりで、このままいくと、家庭で養育される経験がないまま子ども時代を終わってしまうという子どもさんが何人もいます。こういった長期入所の子どもさんをどうするのかということも、もう一つの課題になっていました。

乳幼児さんの里親委託をどう進めていくのか、長期入所の子どもをどうするのか。そういうことを考えている途中に、児童福祉法が改正されました。その改正のベースにあるのが、今ちよつとお見せました国連ガイドラインです。

改正児童福祉法の中で、重要なのは、第1条、第2条「子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、最善の利益が優先して考慮される」。それから、3条の2の家庭養育優先原則。これは、どうも誤解されているところがあつて、あらためて説明しますと、この法律は里親家庭を増やすことが決して目標ではありません。一番の目標は、実親家庭での養育です。何とか実親さんの下で子どもが養育できるように進めていこうというのが一番です。

それが難しい場合には、養子縁組、里親なんだと。でも、全ての子どもを養子縁組、里親で力

バーできるとは誰も思っていない。重要なのは、そこでも難しい場合には、良好な家庭的環境である施設ケア、それも小規模で地域分散した、小規模な施設ケアも進めていこうと。この3つです。実親家庭で子どもが安心・安全に過ごせるようなサポート、里親家庭・養子縁組の推進、良好な家庭的環境でやる施設ケア、この3つを進めていこうというのが児童福祉法の理念です。

ビジョンでは、先ほど説明したようなことが書かれていたわけです。

もう一つ、これはビジョンの中にある、これも重要なキーワードですけれども、あくまで施設・里親ケアというのは途中なんです。代替的養育、本来はそこから実親さんの元に帰る、親族の元に戻っていく、またはそれが難しい場合には養子縁組に行くという。子どもにとって18歳以降も続く「永続的な家族関係」が重要だということもビジョンの中に書かれています。これは先ほど飛ばした国連ガイドラインに書かれている考え方に立っているものです。

このような「児童福祉法」の改正、または国連ガイドラインと、われわれ内部での乳幼児の里親委託率をどう増やしていくのか、長期入所の子どもをどうするのか。法律の改正とわれわれのニーズがちょうど並行しながら、平成28年ですから、おとしですね、2016年から2つの取り組みをしました。

一つは、家庭移行支援係の設置という、長期入所している子どもに集中的なケースワークを行って、家庭に帰れるように、里親委託が進むように取り組んでいきました。ここには6人の職員を

- 乳幼児の養育里親（一時保護も対応）の開拓、養成、委託、委託後支援を民間機関に対して包括的に委託（乳幼児里親リクルート事業）
- 事業開始 平成28年8月
- 実施方法 委託事業所を公募
キーアセットに委託
- 「攻めるリクルート」
チラシのポスティング、商業施設でのイベントやブース設置、バス車内広告、市政日よりなど広く広報。問い合わせに迅速な対応
- 「きめ細かな養成システム」
ガイダンス後里親候補者の状況を考慮した登録前研修の実施 → 土日にも開催，少人数の参加型研修。里親候補者の強み弱みの把握
- 「きめ細かで頻回な委託後支援」
委託直後からの訪問（多いときは週に3回）や電話、解除後のフォロー



図3 福岡市における民間フォostタリング機関の活用例
(出典：藤林武史作成)

置きました。社会的養護に、代替養育に、措置した子どもをそのまま漫然と長期入所させるのではなく、ここにも十分マンパワーを注ぎたいということになりました。

里親係は7名体制にし、乳幼児の里親制度は民間機関に丸ごと委託しました。それは、乳幼児里親リクルート事業と名付けました。キーアセット (key assets) という、イギリスに本部がある民間機関に委託をしました(図3)。キーアセットさんは長年の蓄積がありますから、市内いろいろなところにポスターを貼ったり、チラシを配ったり、スパーの軒先でブースをされたり、マンションにポスティングするとか、そういった取り組みを行う。

やはり講演会だけでは、なかなか見つから

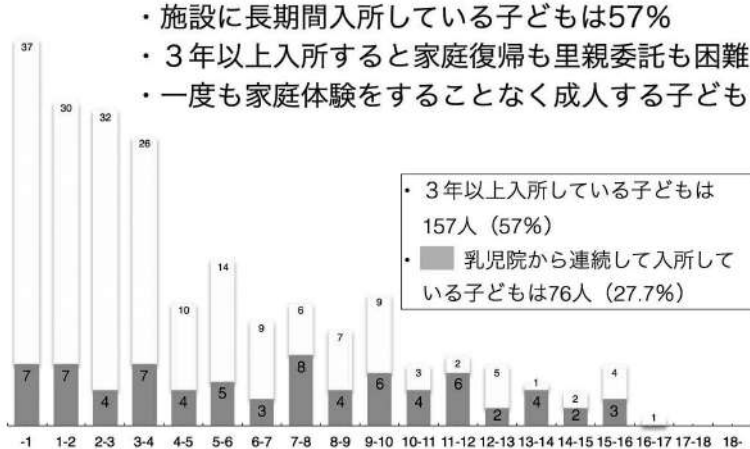


図4 児童養護施設の入所期間（2015）
（出典：藤林武史作成）

ないですね。こうやってまちの中へ出掛けて、積極的にリクルートすることによって、今までなかなか見つけられなかった乳幼児専任の養育里親さんが、昨年度9世帯登録され、今現在で14世帯まで登録されました。これは非常に大きいです。

もう一つ、家庭移行支援の取り組みです。この図4のグラフから分かると思うんですけども、乳児院から、だいたい2歳3歳で児童養護施設に措置変更していくんです。けれども、これをゼロにしたいというのが目標であります。乳児院で2歳3歳にある子どもを何とか家庭に帰す、または里親や養子縁組に移行するという取り組みをやっていきます。

やっと昨年度100%、乳児院から家庭に移行することができました。これは児童相談

里親委託率の推移 (全年齢、3歳未満、就学前)

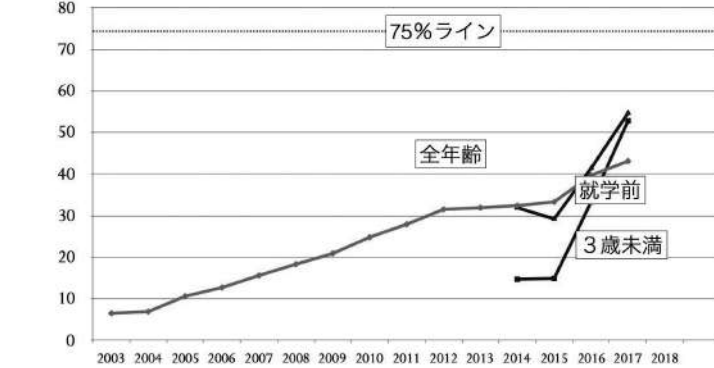


図5 里親委託率の推移
(出典：藤林武史作成)

所だけではなく、乳児院の職員さん、ファミリースーシャルワーカーとの、特に施設長さんもよく理解いただいて、本当にこの家庭に何とか帰すんだということ、何回もカンファレンスを開いたり、関係者にも集まってもらって取り組んだ成果でもあるかなと思います。

福岡の里親委託率は43%まで、30%で止まっていたのが増えました(図5)。乳幼児の里親委託率は、そもそも母数が少ないので、すぐに委託率は上がります。昨年度で55%ですから、ビジョンで示している75%には、あと1〜2年で達成するんじゃないかなと思います。

要するに重要なのは、里親さんという人と、大人になるまで見ないといけないというイ

メージがあるんですけども、乳幼児期の、実親さんが養育できるまでのこの期間を見ていただきたいという言い方で進めていくと、それならやってみようという方が結構いらつしやるということと、その方々に十分なフォロー、サポートを行っていくことが重要ななということを学びました。

時間になりましたので、福岡市の養子縁組の取り組みについては、もし時間があれば後半でお話したいと思います。

新生児委託は年に3人から4人ぐらい行っています、特別養子縁組は2人から8人ぐらいです。現在、法務省では、見直しの議論をしている最中です。それも時間があれば、また後でお話をしたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。



第5章 パネルディスカッション

○安部 それでは、後半のパネルディスカッションに移りたいと思います。ここからの進行は、熊本大学熊本創生推進機構の上野教授にお願いしたいと思います。



安部美和准教授

1 フォスターケアとは

○上野 前半、3人の講師の先生方、大変ありがとうございました。30分という時間の中で、ちょっと物足りないではなく、だいぶ物足りない、もっと聞きたいという感じを、私も聴取の皆さん方も感じていらっしやっただと思います。

残りの時間も1時間少しですが、もう少しお話を深めていく部分と、それから今日は台風にも関わらず想定以上の方々においでいた

だいて、さまざまな関心や、あるいは業務でなさっている方もいらっしゃると思いますので、皆さん方からのご質問の時間も確保してまいりたいと思います。企画した者として誠に恥ずかしいんですが、幾つか基本的な言葉がよく分からなかったところ、あるいは実態をよく知らないところがありました。恥ずかしながらもまずお尋ねさせていただければと思います。

先ほど藤林先生が、これからの考え方の中で、国の方針としても必要だとうたわれているフォスターケアという言葉ですが、これはどういう意味で理解したらいいですか。

○藤林 日本語に訳せば、里親委託ですけれども、あえて私はフォスターケアと呼んでいます。児童相談所が子どもを里親さんに委託して、里親さんに養育していただくということなんですけれども。今までの日本の児童相談所は、私のところも反省も含めて、里親さんに預けっぱなしになっていたなというイメージを持っています。

ですから、里親制度、イコール、里親さんが中心で養育するというイメージが強いのかなと思いますけれども、本来は子どもの養育は、里親さんと里親さんに関わる児童相談所やNPO、または施設の方々や市民等が、共にチームをつくりながら子どもの養育を保障していくというのが本来じゃないかなと。そう考えると、もっと幅広く里親ケアか、フォスターケアと呼ぶのいいんじゃないかなと思います。



藤林武史氏

もう一つ、日本語では里親と呼ぶわけですが、確かに日本の里親制度は、養子縁組と同じような機能を持ちながら、子どもが大人になるまで親代わりとなって見ていただいている里親さんも過去たくさんいらっしゃいますし、今もたくさんいらっしゃいますけれど、そうでない、子どもの実親さんが養育できない、例えば2年間、3年間とか、1年間とか、短ければ半年、2カ月、1週間を実親に代わって養育される里親さんもいらっしゃる。

そう考えると、短期間であれば、里「親」じゃないと思うんですね。実親さんに代わって家庭で養育する方々なので、親という言葉は変わっていいんじゃないかなと思ったりしながら、あえてそれをフォスターケアと呼

んでいます。

英語圏でも以前は里親のことをフォスターペアレントと呼んでいた時代があったんですけど、今はフォスターケアラーと途中から変わっていったという話もあります。日本も今後、里親ケア・フォスターケアと養子縁組・アダプションがもっと分かれていくと、フォスターケアを里親と呼ばない時代も遅かれ早かれ来るんじゃないかなと思います。

2 養子と血縁

○上野 ありがとうございます。明確に理解できました。代替的な養育として、里親や養子縁組や、あるいは乳児院や児童養護施設や、さまざまなサポート方法があるわけですが、望ましいかたちは、できれば安定的な、家庭的な経験を積んで大人になっていただくことが、一つの理想になっているんじゃないかと思います。

ただ、他方で日本の養子縁組というのは、普通の養子縁組ですと、節税対策とか、家の名を継ぐとか、墓を継ぐとか、事業を継ぐとかいう、子どものためではない養子縁組というのも長く行われてきましたし、その中で子どものために、引き取るときに子どものお出自はできるだけ隠しながら、実子として育てていくみたいなのをやり、いつかばれてしまって困ったなみたいなこともあるのかもしれない。そういうところの中では、非常に血縁を重視する考え方と、血縁を超



上野真也教授

えて家族はつくれるものだという考え方、こういうものが両方混在しているんだと思うんですね。

最近ですと、さまざまな不妊治療にあたって、できるだけ自分の子を産みたい、あるいは代理母を頼んでも自分の子どもをつくりたいというような、血縁に対する片方の選択できる可能性も広がってきている中で、そうじゃなく、新しい絆の中で親子はつくられるもんだという考え方も他方で広がってきていると思うんですが、まだ両方、考え方が分離したままなのではないかなという気もします。

萬屋さんのところでずっとやられている新生児をそのまま特別養子縁組につなげていく取りくみでも、受け取られる親というのは基

本的に子どもを授かることができなかつたから受け取られるというのが多いと思います。欧米では、わりとそうではないかたちで、実子があつても子どもを受け止めていくような文化があるところもありますよね。

私たちの国はそういうような、もつとこうオープンな家族関係を形成できるようなもの、そういう文化を育める可能性はあるのでしょうか。新しい養子縁組を進められる中で、そんなことを何かお感じになることはありますか。

○萬屋 私はずごく楽観的です。変わると思っていますし、変わりつつあると思っています。新生児を迎えるご夫婦は子どもさんがいないご夫婦が多いですけれども、愛知でもなかなか面白い里親さん、4人実子があるのに、2人さらに特別養子縁組をする。そして、さらに養育で短期間預かつたり、長期間預かつたりという方が出ていますし、特別養子縁組も1人じゃなく4人迎えた方も出ています。

確かに血縁というのは、家族をつくるときに分かりやすいと思うんですけれども、それが全てではないと思いますし、今、家族は変わりつつある時代だと思っています。そこに児童相談所行政がいろいろな仕掛けをすれば、やはり変わっていくんじゃないでしょうか、と思います。

3 児童養護施設、児童相談所のいま

○上野 どうもありがとうございます。せっかく熊本にこれだけ高名な先生方をお呼びしていますが、熊本の実態を実は私よく知りません。それで、児童相談所等については報告書等が公表されていますので、さらさらと見たんです。こういう子どもさんを支えていくにあたって行政の役割、それから先ほどから里親さんも含めた市民社会における一人一人が何かできる可能性もありますが、もう一つ、従来、熊本では、潮谷さんのところのような乳児院や児童養護施設というところで子ども達を受け止めてこられた。

さらには今、里親をサポートする事業など、新しい施設としての役割もずっと開発されていらっしやるんですが、具体的に、例えば潮谷さんのところの乳児院に入っただけの子どもさんほんんな生活を送るのかしら、あるいは乳児院でタイムリミットが来るのか、それから児童養護施設等で18歳まで暮らす方もいらっしやるんですね。虐待で一時避難される方もいらっしやれば、たまたまご縁がなくて、ずっと暮らす方だとか、さまざまの方がそういう施設の中で暮らされる。先ほどの統計ですと、3万人ぐらいいらっしやったんですかね。こういう方々は、ちょっとイメージが全然湧かないものですから教えて下さい。多様な子どもさんが入所していらっしやると思うんですが、少し聴衆の方も含めてそういう状況が理解できるような情報をいただけないでしょうか。

○潮谷　今やはり入所してくる子どもたちの中で一番多いのは、虐待のケースということと、それから親の側に精神的な障害を持っている家庭も多いという状況があります。

私たちも今度の、社会的養護ビジョンの方向性はいい方向性だと、そのように思っておりますけれど、しかし、ここに数値目標が国会を通しながらですが定められているという中で、先ほどからのお話を聞いておきますと、例えば藤林先生は、できるだけ愛着形成をさせていく年齢から考えると、ゼロから3歳未満ぐらいのところで特別養子縁組にということでありました。

しかし、里親の家庭もさまざまな問題等々を抱えているところもあるので、そこをアセスメントしていく機能が、いったい児童相談所でやるべきなのか、あるいは施設でやっていくべきなのか、今、子どもの施設では、そこをきちんとアセスメントをやるという方向性の中でやっているということです。

その前提の中で、実は愛着形成は産んだ親、血縁的な関係だけではなくて、里親、特別養子縁組のところでもできるわけです。先ほど先生は、家庭にできるだけ帰していくという、そういう血縁による関係性を少し強調されましたけれど、実際に乳児院の中で聞きますと、もう家庭そのものが帰せない状況の中にあるような、大変問題を抱えているところが多いという点で、一つちよつと質問と兼ねながら気になったところであります。

それから、子どもたちの中で、特別養子縁組でなくて里親に出したときに、もう、すぐ帰され



潮谷義子氏

てくるような事例もあるわけですね。そうしますと、本当に児童相談所が里親という権限を持つていながら、児童相談所自体の、里親に出してくださいと言われるけど、出してしばらくすると子どもたちが再び帰ってくる状況を見ると、そこの中でも愛着関係は分断していきますし、子ども自身は安定性のないかたちの中で施設と里親という関係をたどらなければならぬというケースが非常に多いという、そこが悩ましいところですね。

それともう一つ、これは質問とは離れますけれど、児童相談所のことに関して言えば、今回、結愛（ゆあ）ちゃんの問題で、「もう許して」という文面を残して虐待死した、あの子ども引き継ぎの問題等で、児童相談所に対するバッシングがすごくありますけれ

ど、私はちょっと児童相談所に、あれほどバッシングの方向性ができるのか。つまり、行政の中に私はいましたので、児童相談所の職員というのは専門でも何でもなくて異動で来るわけですね。ですから、そういった意味で、判断というようなものの弱さがほころんで出てくるということがあると思います。もちろん、虐待死させるのは絶対によくありません。

しかし、その一方の中で、児童相談所の質の担保、このことをやはりもう少しやっていけないと、同じ異動の中で出されているのにもかかわらず、専門性も育たないところの中で、もう次に異動していかないと公務員というのはステップアップにつながらないという見方があつて、非常に児童相談所の機能も含めていかなものかなということもあります。

上野先生の質問に絡めて言いますと、入所の段階、それから子どもを出す段階、そこら辺がきちんとアセスメントされていかないとという、そんな心配を持つ家庭の状況の中にあり、里子、特別養子縁組の状況の中にあるということを申し上げさせていただきます。

○上野　ありがとうございます。あと、すみません、潮谷さん、今、潮谷さんの慈愛園の乳児ホームには10人ぐらいの子どもがおられるんですね。

○潮谷　はい、そうです。

○上野 それから養護施設の定員を90人から70人に減らされたそうですね。

○潮谷 はい、地域に施設を出しています。でも、これもとても私たちは苦しんでいます。というのは、私どもの施設の敷地は結構広いわけですね。そうしますと、外側に施設を出していきますと、そこの中は空くんですよ。売り払うわけにもいきませんし、それでいて外側にはお金がかかる。それから職員は、充足はなかなかできていかないと。まあ、こういうような悩ましい状況の中にあります。

それと今、乳児院と養護施設と一緒にしながら、私どもの施設から里子に行ったりした、あるいは特別養子縁組に行ったりしていない子どもたちも含めて、私たちのところで里子とのマッチング、それからフォローアップ、こういったことを手掛け始めました。それは養護施設と一緒にしています。

普通の養護施設の空間から別のところに、そういうところも建てたところで、里親の思いに沿って、私たちの施設機能を返していくことができると、そのようなことを今、両方でやっているところです。

4 アセスメントとマッチングの重要性

○上野 どうもありがとうございます。幾つか質問も含めてございましたが、藤林先生、いかがでしょうか。

○藤林 非常に重要なご指摘というか、質問をいただきました。これにしっかりと答えると、今から1時間は必要ですけれども、それをぐっと短くして5分で答えようと思います。

これは全部共通する問題と思っております。例えば里親に施設の子どもを出したけれども、またすぐ帰ってくるといった事態が全国で起こっていると思うんですが、これの最大の問題はアセスメントと思うんですね。

この里親さんがどういう養育力があるのか、実子の養育経験があるからいいという問題ではなくて、全て里親養育というのは中途養育ですから、そこで子どもが来た場合にいろんなリアクションが起こってきたりして、適切に対応できるのか、その主たる養育者ができない場合に、周囲のサポートはどれだけあるのか。そういう十分なアセスメントを行った上で子どもとマッチングをしていく。里親不調とか里親虐待を予防する一番のポイントは、マッチングと多くの人は言っていますし、私もそう思います。

では、この里親さんがどのような強み弱みがあるのか、またはどういうサポートをすればいい

のか、そういったことを行っていくためには、私がお話したように、やはりそこには里親担当者の十分な専門性と経験がなしでは絶対不可能です。専門性だけでは無理だと思っうんですね。今までいろいろな経験を積んだ中で、その里親さんと子どもとのマッチングを行っていくことが重要かなと思います。

ただ、マッチングというか、フォスターケアを担っていくのは、私はべつに児童相談所が全部しなくてもいいと思います。マッチングも含めて、例えば施設であるとか民間機関が全部行っていく。最終的には、措置の責任は児童相談所が負うわけですけれども、そこは各都道府県政令市において、例えば乳幼児の年齢のマッチングも含めたフォスターケアは、こういった団体にお任せするという選択肢もあっていいのかなと思います。

どうしても児童相談所職員は、今言われましたように異動がありまして、なかなか5年、10年、15年という長いスパンで里親さんに関わる職員を置いておくのは非常に難しいという問題があります。その意味では、フォスターケアは必ずしも児童相談所が一手に引き受けなくてもいいのではないかなと思います。

ただ、児童虐待のソーシャルワークは、これは児童相談所でなければならないところなので、そういう意味では児童相談所のソーシャルワーカーの専門性をどう担保していくのかという、そこは非常に難しい。フォスターケアのアセスメントはアウトソーシングというか、民間委託が可

能ですけれども、虐待のソーシャルワークはなかなか民間に、アウトソーシングは非常に難しい。アメリカはそうしていますけれども、イギリスなんかはできていないわけで、これを日本で民間に委託するのはたぶん100年たっても難しいかなと思うんです。

そうすると、異動の多い公務員である児童相談所職員の専門性、経験を高めていくにはどうしていったらいいのかというのは、それは今回の結愛ちゃん事件を受けて、みんな考えていかなといけない問題とします。私は児童相談所所長を16年やっています、これが赴任した当初からの永遠の課題みたいな、いまだに解決策がこれといってないんです。

そもそも児童相談所というのは、県立病院とか、または救急医療と同じぐらい非常に命を扱う現場なので、ちょっとやそつとの専門性と経験では無理なんじゃないかなと思っています。やはりこの分野に十分長けたソーシャルワーカーがいて、十分な経験を積んでいる人がスーパーバイザーになっているという、層の厚みがとても重要なかなと思います。

映画『コード・ブルー』を見て、ああ、救急現場はすごいなと思うんですけれども、児童相談所もあれぐらいにならないとダメですよ。へりで行くわけじゃないですけどね、都市部だったら自転車で行くんですけれども、やはり十分な専門性、経験が必要かなと思います。

そうすると、ここには何か、今以上の、私はうつつすらと思っているのは、福祉の大先輩に言うのもあれですけれども、精神保健福祉士、社会福祉士があるんだったら、児童福祉士もう一つ別

の資格制度をつくるぐらいの勢いが必要ならば、根本的に変わらないんじゃないかなと思います。

ただ、そういう資格をつくっても、誰がそういう資格をあえて取るのかなという気もしています。児童福祉士だったら公務員の1.5倍給料をあげるぐらいのことを、そういう待遇と一緒に資格化というのもあるのかなと、漠然と思っております。答えになっていないかもしれませんが。

5 児相職員の専門性、特別養子縁組の活用

○上野 ありがとうございます。たぶん萬屋さんも元所長として、お考えがいっぱいおありのようですね。

○萬屋 私は、児童相談所の仕事が好きだったものですから、ずっと38年間のうち27年間ですか、児童相談所で仕事をしていました。「児童福祉法」はいろいろ何々できると書いてあって、公務員の中では自由業なんです。何々できると書いてあるところを取っては、やっていました。

ただ、権限が強いわりには、研修とか何とかというのが全然お粗末ですね。今、愛知県も一応、社会福祉職、あるいは心理職で採用した人を児童相談所職員に充てていますけれども、4月その日からもう虐待の対応に追われて走り回るんです。そうすると、もう2〜3年で疲弊してしまふというような状況ですので、やはり児童福祉士の創設みたいな、おっしゃっていただきましたけれども、

専門職として確立すると同時に、今でももつと研修、1年〜2年は見習いみたいなかたちでやれるようなことをしないと、児童相談所は持たないんじゃないかと思っています。

それから、児童相談所に権限がある以上、子どもの命を救えなければ、ある意味、社会的にいろいろ言われるのは、これはもうやむを得ないと私は思っています。

ただ、東京の事件で、ちよつとついでに言いますと、あの家族、検証委員会の中でも少し触れていましたけれども、母親はたぶん19歳未婚で、未婚かどうか分らないですけれども若年出産だと思えますし、その時点でちゃんと支援が入っていたのか。これは妊娠中からの切れ目ない支援というのも今盛んに言われていることですので、その支援が入っていたかどうか。

1歳の弟がいました。あの弟が生まれたときにも、家族の状況を考えると、支援が必要な家族だと判断しなければいけなかったと思うんですけれども、そういう支援がどうしてされなかったかというのも、もつと問題にされていいと思います。児童相談所が直接的には一時保護すべきだったと思いますけれども、それでもやはり妊娠中からの支援があれば、家族の様子はもう少し状況が変わっていたんじゃないかと思っています。

それからもう一つ、被虐待児についても、私は特別養子縁組をもつと提示していいんじゃないかと思っています。私は、施設に入っている被虐待児、引き取りの見通しがいい親と面接をして、引き取る見通しがなければ、子どもにチャンスを与えてほしいということで、特別養子縁組の勧



萬屋育子氏

めをしていました。

多くの方は、養子に出していいとは思っていないんですね。自分の子どもは育てられないけれども、養子に出したいというのは日本の中で、あまりこう、普通に言うのをためらわせるような雰囲気があると思います。自分が育てられない、それでも子どもがもつと幸福になってくれるなら、それでいいんじゃないかと私は思いますので、こういう方法があるよと特別養子縁組の方法を話したら、「遅いかもしれないけれどもお願いします」と言われた父親がいます。

それから6カ月で、大腿骨骨折で保護された子の若い未婚のお母さんにも、そういう話をしました。あなたがちゃんと育てることができるなら引き取りについて検討するけれど

も、もうどうしても駄目なら特別養子という方法もあるんだよというお話をしたら、そのお母さんも「私一人で、これからこの子を見ていくのは無理です」というので、特別養子縁組に同意された方もいます。

それから、子連れ再婚するとき、「この子連れて再婚するのは無理」といつて児童相談所を訪れた方もみえます。その方にも、ずっと施設に入れておくんじゃないくて、この子にチャンス欲しいんだけどとお話ししたら、特別養子縁組に同意してもらったことがあります。

特別養子縁組できるよということを、もう少し児童相談所の側が提示することも私は大事だと思っています。そのために、こういうフォーラムがあると、特別養子縁組してもいいんだ、そういう方法があるんだということが多く知られるんじゃないかと思えます。

6 「こうのとりのゆりかご」の進化

○上野 ありがとうございます。特別養子縁組の進め方までお話が行ったんですが、一番最初に幸山さんから「こうのとりのゆりかご」の話がありました。統計等をお示しただく中で、基本的に「こうのとりのゆりかご」に子どもさんが入れられると、まず保護し、健康を守る、病院としての機能が果たされるんだろうと思います。

併せて児童相談所にすぐ通告があって、言葉は悪いですが親探しが始まり、半分ぐらいの方は

親が分かり、その親の住所地の児童相談所へ移管される。分からなかった子どもについては、熊本の中で乳児院であるとか、あるいは病院であるとか、さまざまところで支援が始まっていくんでしよう。

統計を見ますと、親が分からなかった子どもさんのほうが、特別養子縁組にまで結び付く割合が少し高いようです。そこには親が育てなくちゃいけない、あるいは、それは母親自身も思っているのかもしれないし、社会もそのような見方をしているのかもしれませんが、親権者となる親自身が、先ほど萬屋さんが言われたようなかたちで説明することによって、そういう別の可能性があるとということを理解できればいいんですが、そうじゃない。ずるずると親権者であることを引きずりながら、子どもは家庭的な環境に触れることなく成人を迎えなくちゃいけないような状況も片方ではあるようですね。

日本で唯一、「こののりのゆりかご」が運営できているのは、慈恵病院の蓮田先生をはじめとする、ある意味、子ども命を救うという信念を持って、さらに社会的にそれが認められるような病院が全力を挙げてサポートされていらっしやるからこそ、熊本で実現でき、他の県では、そういうことをやりたいと思ってもなかなか実現できていない状況があるかと思うんです。

こういう新しい民間の病院の取り組みや、市や県が一緒になって、救える命は救いましょうという形で始まったものを、さらにいい形につないでいく、その進め方ですね。それは制度を作る

というのもあるでしょうし、運用の仕方もあるのかもしれませんが。

幸山さん、今日は潮谷さんも含めて3人の方の話も聞かれた中で、「こののりのゆりかご」を契機として、さらに捨てられそうになった子どもさんを、「この世界の中に生まれてきてよかった。私たちは歓迎されたんだ」と思えるような育ちをサポートするために何か、つなげていく、進化できる方法についてお考えがあればお願いいたします。

○幸山 とても難しい質問をいただきました。「こののりのゆりかご」に関して、いろいろなところでお話をする機会があります。時には県外で話をすることもあるんですが、その時に聞かれることのひとつとして、「なぜ1カ所きりだと思えますか?」「11年たって、なぜ広がらないと思えますか?」ということを問われるがあります。

なかなか明確な答えは難しいのですが、「ゆりかご」が誕生したきっかけといましようか、大きな力は慈恵病院、蓮田理事長の思いであり、その子どもにも、赤ちゃんに対する慈愛の視点であったと思います。それがスタートであったことは間違いないと思いますが、そこにいろんな人たちの理解と協力がなければ、この11年間というのはなかったのではないかなという気がいたします。

これは先ほどから発言もいただいておりますけれども、当時の潮谷知事の下での県の理解や協



幸山政史氏

力もありましたし、もちろん市の職員たちも懸命に頑張りました。ここはあまり表に出ないところではあるんですけども、警察の理解や協力というものも必要でありました。

それから、先ほど社会的養護のことも、「ゆりかご」からつながるということでご紹介をさせていただきましたけれども、その施設をはじめ、社会的養護に関わる方々の理解と協力がなければ、この11年はなかったような気がしています。先ほど少し講演の中でも触れましたけれども、課題を抱えつつの11年間であるということも間違いありません。特に、その後の社会的養護につきましては、今日お話のあったような、福岡市でございますとか、愛知県でありますとか、やはり学ぶべきところは多々あると思っております、そこ

にもっと力を入れていく必要があるんだろうと思っています。

それから児相の話が出ておりました。先ほど紹介もしましたが、熊本市は2010年に児童相談所を立ち上げました。専門性がとても求められるわけです。ゼロからのスタートでありました。ですから、それこそ、まったく経験のない職員を県の児相で受け入れていただいて、2年〜3年ほどの経験を積ませていただいて、そして、熊本市の児相としてスタートを切ったということでもありました。

ただ、その時のもう一つの大きな課題として、トップを誰にするか、所長を誰にするかということも、また大きな課題であったわけです。当時、福岡市の公募により、藤林所長が就任されたように、熊本市でも公募をし、岐阜県で所長をされておられた方に、その経験に頼るかたちで熊本市児童相談所の初代所長に座っていただいたということもありました。今、熊本市の児相も8年ほどたったわけですけれども、専門性ですとか、それから福岡市を見ておまして、里親チームですとか、それぞれの質、あるいは組織編成などにつきましても、まだまだ見習うべきところがあるなと思います。これは潮谷元知事から指摘を受けたところではあるんですが、せっかく県で研修をした職員たちで現在児相に残っているのはゼロのようでありまして、経験値の継承がなされていないということも問題のようであります。そして、熊本市の児相と熊本県の児相とに分かれたわけですが、ここの連携はとても大事でありまして、これも熊本の課題として残されて

いるようであります。

それから、ネットワークというか、つながるといふ意味では、民間との連携で、NPO法人で優里の会という、里親を支援されておられる団体がおられますし、そういう方たちとも連携をもつと深めていくことが必要です。福岡市も「新しい絆」プロジェクトというネットワークがあったからこそ広がっていったようです。そしてSOS子どもの村福岡のような、大きなプロジェクトが生まれる中で更に広がっていったのではないかなと思いました。

それから、里親連絡協議会の方々もとても自主的に活動を続けておられますので、そういう方たちとの連携を深めていくということ。さらには、まったくそれまで関わりがなかった一般市民の方々に、いかに里親であるとか、特別養子縁組であるとか、あるいはその児童養護施設であるとか、なかなか一般的でないことをどうやって浸透させていくのか。これも福岡市の取り組みから、とても学ぶべきところがあるなと思ったところです。

こんな話ばかりしておりますと、「あんたが市長時代にせんかったけんたい」という言葉が返ってきてそうではあるんですけども、本当に申し訳なく思いつつ、今は「一市民として、できることをしっかりとやっていかなければならん」という思いを新たにしたところでもございます。

7 里親になる喜び

○上野 ありがとうございます。あと1つ2つ質問させてください。

里親のような、家庭を持つている方々の支援が必要というのはよく分かります。里親になるという里親側の理由、そして里親をより多くリクルートメントしたいというのが行政側や関心のある人たちの願いです。里親になる喜びとか理由とか、何かそのあたりが、まだわかりません。乳幼児から、あるいは小学校に通うような子どもさんを、わが家に引き受けて育てていくというのには、結構覚悟があるかなと思うんですが、それは慈善的な気持ちだけではなく、たぶん子どもを育てていく中での喜びみたいなものもとても重要なと思います。

私も子どもを3人育てました。小さいころは喜びを感じれますが、成長につれ時に悩むこともありました。そういう子どもを育てていく役割を担っていただく人たちをリクルートメントしていく上で、かわいそうな子どもがいますよという言い方ではない、賛同を得るものというのは、どういふものがあるんでしょうか。

○萬屋 世の中は広くて、子育てが好きという人はたくさんみえますよ。愛知では、先ほど子どもが4人いて、さらにと言いましたけれども、子どもと過ごすことが好きとか、子育てが苦にならないという方がみえます。ゼロ歳で特別養子縁組をして、自分たちがこんなに幸せになったか

らというので、児童相談所の応援をしたいと、養育里親にそのまま引き続き登録されている方もいます。

子どもと一緒に生活することに喜びを感じる人というのは、もっともっと私たちのこの社会の中にいると思いますので、宣伝すれば増えるんじゃないか。老人介護をされている方も本当に苦勞されながら家で見ている方もたくさんみえますし、そこにまだまだ私たちの手が届いていないんじゃないかと私は思っています。私は、育児家事はあまり好きではないし、苦手ですけれど。

○上野 藤林先生のところでされていらっしゃる「新しい絆」プロジェクトは、NPOと組んでやられたわけですが、どういうところにNPOの方々は賛同され、今も輪を広げていく中で、里親の人たちは、どういうところにプロジェクトに参画する意味とか喜びを感じていらっしゃるんでしょうか。

もう一つ、里親さんはどのぐらいの年代の方かなというのも、まったくイメージがなくて、すみません。

○藤林 こういう里親制度に関わるには、福岡には、子どもNPOセンター福岡と、SOS子ども村があるわけですが、このNPOに関わっている人は基本的には子ども好きですね。

子どもオタクと言っていいぐらいの、何よりも子どものことを一生懸命考えている人々が集まってくる。そんな人は市民に一定数、結構いらつしやると思えます。かなり高齢の方から若い大学生まで、さまざまな方が集まってきて、この里親というのは、いろんな子どもに関係するNPOの一つのジャンルとして、だいたいできているかなと思いますね。

それから、里親になる人の年齢ですけれども、先ほど萬屋さんが言われたように、里親と養親候補は全然別なんですね。養親候補、養親サイドの人は、子どもを育てたいという、非常に純粋なお気持ちです。養育里親になる人というのは本当にいろいろ、萬屋さんが言うように子どもが好きなんです、子育てが好きという。

子育てが好きで女性というのは、やはり一定数いらつしやるんだなと思います。つらい経験をぜひ私は奉仕の精神でやりますという、そんな人はいないんですよ。基本的には子どもが好きで、子育てが好きでいい人です。

以前は、講演会型の普及啓発をやっていたときには、講演会を見て、そこに行こうかなという人が、そこに行つて里親になる。このルートの場合には、リタイア直前の人、だいたい50代の方が多かったですね。子育てが終わった人が養育里親さんになるという方が以前は多かったのです。要するに、チラシを見て、平日とか土日に行ってみようかなと、ゆとりのある人ですね。

この2年前から行っているキアセットのリクルートは、まちなかに里親のポスターやらチラ

シやら、その辺の喫茶店やカフェに貼ってあります。今現在、子育て中、現在進行形の方もみえます。そうすると、30代、40代、まだ子どもさんが小学生、または中学生という方も登録されています。共通はどちらも、30代、40代の方も、50代、60代の方も同じで、子どもが大好きな方ばかりですね。

子育て中の方でもできます。小学生の子どもさんを養育しながら、ゼロ歳の赤ちゃんを短期間で養育するという方も何人もいらっしゃいます。十分可能です。

○上野 ありがとうございます。なんか自分にもできるかなという気もしてきました。

残りの時間があと18分あります。今日ご参加いただいた方々から、ご質問等お受けしたいと思えます。差し支えなければ、お名前とか、職業柄ということであれば、所属等も併せていただけますと、たぶんご回答もうまくいけると思えます。

8 多様な生き方、絆の肯定

○会場から① 概念的なことですので、最初に発言させていただきます。私は、大学の医学部に40年ぐらい勤めまして、定年後、NPOをつくって、健康なまちづくりをみんなで行いましょうという趣旨の活動をアジア各地に広げる地域活動をやっております。



会場風景

実は、そのNPOの関連で今年4月に、蓮田理事長から相談を受け、シンポジウムをやりました。テーマは「赤ちゃんポスト」ということで、世界の中から11人の方に来ていただき、それぞれの国の事情について話していただきました。幸山元市長には、市民向けの特別講座もやってもらいました。その中で感じたことは、今日は里親制度というのがメインのテーマになりましたけれども、赤ちゃんポストというシステムも、これは政治体制とか、今紛争になっているところとか、ないところとか、いろいろありますけれども、いろんな社会の中で必要な施設の一つというのを強く感じました。3年後には韓国でそれに関連したシンポジウムをやり、10年後にはまた熊本でやりたいと計画を立てているところで

す。

今日のお話でちょっと感じたことなんですけれども、例えば赤ちゃんポストで、熊本の事例でも、出自が分からないという問題とか、子どもの育児を放棄したような風潮を助長するんじゃないかと、そのようなことがマイナス面として指摘されておりました。それは私たちの社会の中では当たり前というか、私も生理的に、受け入れることはできません。けれど、それは普通の私たち市民の価値観であって、それを例えば赤ちゃんポストの当事者、その時は赤ちゃんですけれども、ずっと育てていく中で、そういう価値観を押し付けていいのかと一方で感じます。

家庭生活を味わわせるというのは大事ですけれども、もっと大事なのは、赤ちゃんとして預けられた子どもたちが成長して大人になっていく、そういう中で、最初にモデレーターの上野先生から問題提起としてありましたように、家族とか地域とか、そういうものの絆、これはもって自由なものじゃないかというのがありましたけれども、私もそう感じます。とにかく家庭生活を味わわせるだけではなくて、もう少し新しい、子どもたちが成長した後で、自由に自分の人生とか、考え方とか仕事とか、それから家庭と、そういうものを選んでいけるような育て方というか、それをここで考えるべきではないか。制度として、これは大変大事な制度ですので、うまくやっていくのも大事ですけれども、その中で基本的な考え方として、自由にいろんな物事を考えられるような子どもに育てていくようなことを、考えていかないといけないんじゃないかなと思います。

私は、今の価値観を押し付けるだけではない、新しい考え方というのを、制度の運用とはまた別ですけれども、基本的な考え方として持つておかないといけないんじゃないかなとも感じておりますので、そのあたりについてのお考えをいただければと思います。

○上野 どうもありがとうございます。先生は、幅広い分野で活動をされていらつしやっています。今、先生にご指摘いただいたようなことを、私も思っており今日のフォーラムを企画をさせていただきました。

今のお話を伺いながら、『誕生』（中島みゆき作詞作曲）という素敵な歌を思い浮かべていました。中村中（なかむらあたる）さんという方が歌っています。生まれてきたことをウエルカムと言ってもらえたと、信じられるような人生を送りたいというような歌なんです。平時の私たちの暮らしても、大方の祝福されて生まれてくる子だけではない生まれ方をする、私たちの国でもそういうケースが起きます。世界を見れば、戦地や危難の時期には、そういうことがよくあるんだろなということも少し想像の範囲内に置きながら、社会のあるべき価値観を考えていくことが、新しい社会を考えていく上では重要ななと思いました。先生方からいかがでしょうか。はい、藤林先生、どうぞ。

9 児童福祉政策への当事者参加の必要性

○藤林 これは上野先生の公共政策の非常に重要なテーマじゃないかなと、別分野から少し思ったことを発言したいと思うんです。

熊本の「こうのとりのゆりかご」にしましても、われわれ福岡市がやってきた里親委託推進にしても、または新しい社会的養育ビジョンとか「改正児童福祉法」にしても、これは本当に子どもにとって有用な施策だったのか、そういうプロジェクトなのか。それを誰が評価したり、良かったと思うのかというと、それは当事者だと思っんです。子ども自身だと思っんです。

もっという、このような法律を変えるにしても、または施策を作るにしても、当事者が参画していくことがとても重要なことじゃないかなと思っっています。

当然、障害者施策においても高齢者施策においても、いろいろな福祉施策は当事者が参画して、その中でいろいろなプランが作られていきます。私は精神科医なので、精神障害者の施策についても、精神科病院のいろいろな意見はあるかもしれないけれども、当事者が発言する中で、いい政策が生まれていった。

「児童福祉法」の当事者は子どもです。ゼロ歳の子どもはなかなか意見が言えない。そこがこの児童福祉の分野における当事者参画の非常に難しいところなんですけれども、でも、昔、子どもだった方が、子どもだった時代のことを振り返って、自分の意見を施策に反映させていくこと

は当然必要なことでもあるし、それは諸外国では現に行われていることじゃないかと思えます。

日本はまだこの部分が非常に立ち遅れています。子ども自身、高校生年齢の子どもなら意見も言えますし、または以前、子どもだった、大人になった人がいろいろな政策決定に関与していくことが、もっとな行われていくべきじゃないかと思うんです。今後どのようにそのような意見を取り入れていくのかというのが重要なところです。そういう当事者抜きの政策ではなくて、当事者参画の政策ということが、この児童福祉分野について今後進めていくべき課題じゃないかかと、今先生のご質問を聞きながら思いました。

○萬屋 私は、「ここのとりのゆりかご」の与えたインパクトというのは、すごく大きいと思うんです。先ほど出自が分からないとか、育児放棄を助長するんじゃないかという意見ももちろんありますけれども、やはり命あつてのものだと思っただけです。わざわざこの熊本まで、関東地域から中部地域から来るわけですので、もうそれだけで命懸けで来ているわけですからね。そして、当事者だって、生きていなければ当事者になれないと思うんです。

ということを見ると、予期しない妊娠、本当に思いがけない妊娠というのは、どこの世界でも、どの時代でもあつたと思いますし、アメリカでもドイツでも韓国でも、そのための準備がされていきます。韓国に視察に行きましたけれども、韓国では2カ所あるんですね。アメリカは、生

新生児遺棄・置き去り事件 女性だけが責任を取らされる！	
(2017年)	
3月	川崎市乳児遺棄遺棄で30代女性逮捕。埼玉県で乳児遺棄遺棄。
5月	茨城県：34歳女性トイレに赤ちゃん生み落し遺棄逮捕 名古屋市：女子高生が赤ちゃん遺棄をカバンに入れ警察署へ
6月	四日市市：19歳女性の自宅クローゼットに赤ちゃんの遺棄
7月	神奈川県：赤ちゃん遺棄遺棄で男女高校生逮捕 北九州市：26歳女性が赤ちゃん遺棄をゴミ捨て場に
8月	滋賀県：23歳女性自衛隊舎内に赤ちゃん遺棄 東京：土をかけられていた赤ちゃん発見⇒生存 静岡県：20歳女子大生赤ちゃん遺棄を茶畑に遺棄
9月	宮城県：女子高校生出産した乳児の遺棄をホテルトイレに遺棄
10月	大阪市：27歳女性生まれたばかりの男児を市内の病院に置き去り⇒生存
11月	大阪府寝屋川：50代女性4乳児遺棄コンクリート詰めバケツに
12月	横浜市：パーキングエリアのトイレに赤ちゃん遺棄⇒生存
(2018年)	
1月	茨城県：用水路にへその緒付いた赤ちゃんの遺棄
4月	千葉県：16歳少女、17歳少年新生児の遺棄を隠した疑いで逮捕 東京：アパート敷地内地面に臍の緒が付いた赤ちゃん⇒生存
5月	鹿児島：公園トイレに生後間もない赤ちゃん段ボールに⇒生存
6月	東京：コインロッカーに乳児死体遺棄25歳女性逮捕 つい先日コインロッカーに4、5年前に乳児遺棄遺棄(40代女性)
(注) 萬屋育子作成	

表2 新生児遺棄・置き去り事件
(出典：萬屋育子作成)

まれて72時間以内だったら何の理由も問われずに、消防署で赤ちゃんを預かることができます。そういう仕組みが必要だと思います。

私が新生児の遺棄、置き去り事件というのを拾いましたけれども、拾っただけでこれだけたくさんあるわけです(表2)。もつと過去はありました。その時には、逮捕されていたら、女性だけが責められています。背後にいる男性は責任を咎められないですし、もつとこういう制度をちゃんと知らせるべきだった行政も、どこも責められないんです。その女性だけが逮捕されて、罪を負うというのが今の状況です。

そういうことを考えると、「こうのとりのゆりかご」と同じような、無条件で預かるという仕組みが熊本だけでなく、名古屋にも東

京にも、東京こそ必要だと思っています。

当事者のことでは、私は養親と長く付き合っています。今、大きくなった子どもたちにマスコミから取材申し込みがあります。時々そのような場面に立ち会いますけれども、多くの子どもたちが「この親のもとに来て良かった」、「つないでくれた親に感謝する」と言っています。

ですから、生みの親から離れたときには、その子にとっては本当に悲しいことだし、不幸なことだったと思いますけれども、それに代わる温かい家族、温かい家庭を私たちが用意することができれば、その子の人生は、マイナスだったものをプラスに変えることができると思っています。それを私たちはできる社会であると思っています。もともとこの仕組みが広がれば、あるいは認識が変われば、死体で発見される赤ちゃんをなくせるんじゃないかと考えています。

○潮谷 やはり当事者参加というのは、ものすごく大事なことだと思っています。実は、今年の6月ですけれど、大雨の中に、がっしりとした体格で壮年期に入っている男性が訪ねてきました。彼は、慈愛園から海外養子縁組をした子どもでした。この人が、養父が亡くなり、養母が亡くなり、自分は小さいときから慈愛園からもらわれてきたということを全部養父母から教えられていたんです。

生後8カ月で、措置されています。入園理由は未婚の母でした。就労のために育児困難になっ

たということでした。在園中はしばしば面会に来ていました。

小学入学を翌年に控えたところで、祖父母と母に、当時の園長が、「3つの選択肢があるよ。一つはこのまま施設で大きくなること、もう一つは家庭引き取り、3つ目は里子、特別養子縁組」と説明しました。この3つの選択をきちんと考えて、再度いらっしやいと伝えました。そして、子どもにも話をすると、それだけの確認をして、この子は特別養子縁組、海外にということが決まったわけです。自己決定していくことの大事さがものすごくあると、一つは思いました。

新しい日系の養親夫婦は、アメリカの法律、日本の法律、とても複雑です。それを長い期間かかってマツチングさせた後に、日本を後にしました。その後もフォローアップをずっと私どもは続けただんですけども、養父母に慈しまれて、愛されて成長したということが非常によく分かりました。大学卒業した後、就労、結婚して、そして養父母が亡くなった後、彼は聞かされていた住民票、戸籍謄本の中から自分のルーツをたどって、私どものところに来ました。

彼が来たときに、このお母さんにも、彼が会いたいと言っていることを言いました。このお母さんは、「打たれてもいい、罵られてもいい、私は自分が生んだ子がどんなに育っていつているか、今ここで確認できるならば、そんなに素晴らしいことはない」と言いました。園に来たときに、この壮年の男性がお母さんの首に肩に手を回して、「お母さん、生んでくれてありがとう」と、こういう言葉で、両方で泣いていました。

私は、命を大事にするということ、養親であれ、実親であれ、その命をしっかりと育み、また周辺もそれに向かつて援助をしていくことの大事さと、施設は記録に残していくということを当然の責務としていくことが必要と考えます。

彼が慈愛園の乳児ホームにいたときの記録を全部広げて、「あなたは、ものすごい虚弱児だったのよ」という話をしました。そうしたら彼は、「僕はこんなに元気になった、元気に育っている。これは自分を慈しんでくれた養親のおかげだ」と、こういうことを彼自身言っておりました。

この事例は、養子縁組はマッチングとフォロワー、そして、必要であれば、実親とつなげていくことが、とても生きていくときの大事さにつながるし、また出自にもつながっていくんじゃないかなと思いました。

○上野 どうもありがとうございます。具体的なケースといいますが、リアルなお話を知らないという問題については考えづらいところを上手く事例で説明していただきました。

もう時間が来ているんですが、どうしてもこのことだけ今日は聞いて帰りたいという方がいらつしやれば、あと2〜3分だけ時間を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。では、最後の質問ということにさせていただきます。

10 妊娠葛藤相談につなげる方法

○会場から② 今日には貴重なお話をいろいろありがとうございました。愛知で行われていることをちよつとお聞きしたいんです。妊娠中から相談に乗るということをお聞きしたんですが、それは本当に中絶ではなく出産を選んでいくようにという、支援を含めた相談に乗るといふことなのかということ。また、そういう問題を抱えた妊婦さんと児童相談所がどういふふうにして出会うのかということについてお尋ねします。

○萬屋 児童相談所に妊娠中から相談があるというのは、まあ、中絶の時期を過ぎてしまった、もしかしたら、それまでに中絶できる方はしていますので、児童相談所には現れないですね。もう産むしかないけれども、育てる見通しが立たないという方です。

どういふところからつながってくるかといいますと、もうさまざまなところからです。愛知県ですと、児童相談所が妊娠中から相談に乗っているという話は各関係機関に伝わっていますので、高校の先生が訪れたこともあります。高校ですと退学になったりするんですけれども、内緒で担任の先生が来て、とにかく妊娠も2週間前に判明したと言っていましたけれども、退学にはさせたくないということで児童相談所に訪ねてこられたことがあります。

そうすると、どうするかという、18歳未満ですと、「児童福祉法」で里親委託ができるんで

す。だから、妊娠中の女子高校生を別の、少し自宅から離れたところの里親さんに里親委託をして、そこで出産まで過ごしてもらって、赤ちゃんはまた別の新しい親につなげたということがありました。

それから、中絶したいということで病院に訪れたけれども、もう中絶の時期が過ぎて困ってしまつた方は、病院の看護師さんが児童相談所を紹介したと言っていました。

各市町村の保健師さんから入ることもあります。それでも数はそんなに多くないです。昨年で15件です。10児童相談所があつて、15件ですので、各児童相談所はそんなに多くはないです。ただ、どうしても予期しない妊娠をしてしまつて産まざるを得ない、産んでも育てられないという女性が一定数いるということは、私たちはのみ込まなければいけないんじゃないかと思えます。

○上野 どうもありがとうございます。あつという間にフォーラムの終わりの時間がやってきました。皆さん方の中に、それぞれこの子どもたちの未来、あるいは葛藤を抱える女性に関して、何らかの思いが生まれたり、今後、理解を深めていきたいと思つていただけただけなのであれば大変ありがたいです。

最後に、ちょっと情報提供を。もう少しこういうテーマを考えてみたいという方には、最近私がつ読んだ本で、野辺陽子さんという若い研究者が今年出版されました『養子縁組の社会学―「日

本人」にとつて「血縁」とはなにか』という本をお勧めしたいと思います。親子とは何か、血縁とは何かというところから入って、具体的な養子縁組で育った子どもさん方のケース事例をずっと調べておられます。

私たちは政策をやっていますので、上のほうから理念ばかり見ながら、こんなサポートが必要だみたいなことを言いがちですが、先ほどからありましたように、育ってきた当事者さんたちがその制度の中でどういうふうに生きてきたのか、そのあたりの事例を意外と知らない。今日はぜひぶん先生方のお話の中で見えてきましたが、もっと勉強してまいりたいと思います。

閉会のあいさつまで併せてさせていただきます。台風も通り過ぎまして、先ほどは少し青空も見えておりました。熊本大学の政策フォーラム、貴重な3連休の1日に、それも台風の中おいでいただきました大変ありがとうございました。

引き続き私たちも、また新しい課題、あるいはこの課題を深めていくということにも取り組んで参りたいと思います。どうぞまたよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

○安部 以上をもちまして、平成30年度熊本大学・熊本創生推進機構主催の政策フォーラムを終了させていただきます。

本日はご来場ありがとうございました。本日ご講演いただいた先生方、またこの天候の中、ご来場いただきました会場の皆さまに、もう一度大きな拍手をもつて終了したいと思います。



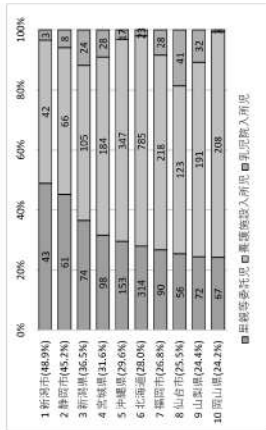
【表2-26】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点を指す。

子どもの 養育状況		時点	28年度		全体		
			件数	割合	件数	割合	
身 元 判 明	乳児院等施設 への養育委託	①			27	71.1	
		②			24	35.8	
		③			23	28.0	
		④	3	100.0	25	24.0	
	里親への 養育委託	①			4	10.5	
		②			17	25.4	
		③			13	15.9	
		④	0	0.0	17	16.3	
	家庭に引き 取り、養育	①			5	13.2	
		②			13	19.4	
		③			18	22.0	
		④	0	0.0	23	22.1	
	特別養子縁組 の成立	①			1	2.6	
		②			9	13.4	
		③			23	28.0	
		④	0	0.0	33	31.7	
	その他	①			1	2.6	
		②			4	6.0	
		③			5	6.1	
		④	0	0.0	6	5.8	
小 計	①			38	100.0		
	②			67	100.0		
	③			82	100.0		
	④	3	100.0	104	100.0		
身 元 不 明	乳児院等施設 への養育委託	①			5	38.5	
		②			3	21.4	
		③			7	36.8	
		④	1	50.0	3	11.5	
	里親への 養育委託	①			8	61.5	
		②			9	64.3	
		③			6	31.6	
		④	1	50.0	9	34.6	
	合 計	特別養子縁組 の成立	①			0	0.0
			②			2	14.3
			③			6	31.6
			④	0	0.0	14	53.8
小 計		①			13	100.0	
		②			14	100.0	
		③			19	100.0	
		④	2	100.0	26	100.0	
乳児院等施設 への養育委託		①			32	62.7	
		②			27	33.3	
		③			30	29.7	
		④	4	80.0	28	21.5	
里親への 養育委託	①			12	23.5		
	②			26	32.1		
	③			19	18.8		
	④	1	20.0	26	20.0		
家庭に引き 取り、養育	①			5	9.8		
	②			13	16.0		
	③			18	17.8		
	④	0	0.0	23	17.7		
特別養子縁組 の成立	①			1	2.0		
	②			11	13.6		
	③			29	28.7		
	④	0	0.0	47	36.2		
その他	①			1	2.0		
	②			4	4.9		
	③			5	5.0		
	④	0	0.0	6	4.6		
合 計	①			51	100.0		
	②			81	100.0		
	③			101	100.0		
	④	5	100.0	130	100.0		

附表1 こうのとりのゆりかごに預けられた子どもの養育状況の推移
 (出典：熊本市「こうのとりのゆりかご検証」、平成28年)

上位自治体

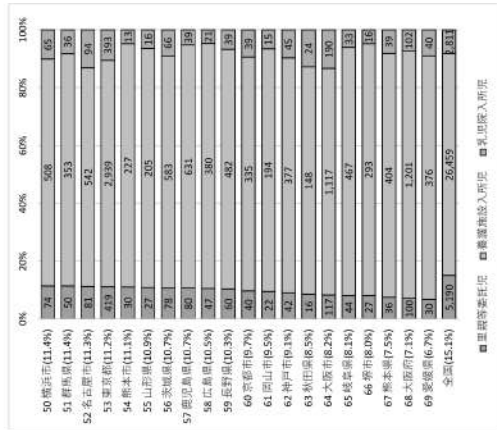
順位	自治体	里親委託率	里親委託認定ホーム数	ファミリーホーム数	里親委託率	養育施設 入所児	集約養 入所児
1	新潟市	48.9%	39	4	43	42	3
2	静岡市	45.2%	61	-	61	65	8
3	新潟県	36.5%	67	7	74	105	24
4	宮城県	31.6%	72	26	98	184	28
5	沖縄県	29.6%	106	47	153	347	17
6	北海道	28.0%	267	47	314	785	23
7	福岡市	26.8%	18	72	90	218	28
8	仙台市	25.5%	50	6	56	123	41
9	山梨県	24.4%	58	14	72	191	32
10	岡山県	24.2%	55	12	67	208	2



附表2 里親等委託率、都道府県市別 全国順位 (平成28年度)
 (出典：里親連絡会のホームページを加工。http://satooya-renrakukai.foster-family.jp/data/itakuritsu-todofuken/ranking28nendo.html)

下位自治体

50	横浜市	11.4%	49	25	74	508	65
51	群馬県	11.4%	27	23	50	353	36
52	名古屋市	11.3%	59	22	81	542	94
53	東京都	11.2%	336	83	419	2,939	393
54	熊本市	11.1%	21	9	30	227	13
55	山形県	10.9%	13	14	27	205	16
56	茨城県	10.7%	64	14	78	583	66
57	鹿児島県	10.7%	55	25	80	631	39
58	広島県	10.5%	37	10	47	380	21
59	長野県	10.3%	41	19	60	482	39
60	摂田市	9.7%	38	2	40	335	39
61	松山市	9.5%	14	8	22	194	15
62	神戸市	9.1%	31	11	42	377	45
63	秋田県	8.5%	16	-	16	148	24
64	大阪市	8.2%	59	58	117	1,117	190
65	岐阜県	8.1%	22	22	44	467	33
66	堺市	8.0%	26	1	27	293	16
67	熊本県	7.5%	22	14	36	404	39
68	大阪府	7.1%	55	45	100	1,201	102
69	愛媛県	6.7%	-	30	30	376	40
	全国	15.1%	3,834	1,356	5,190	26,459	2,811



編集後記

本書は、平成30年10月6日に開催された熊本大学政策フォーラム「小さな命をつなぐ社会であるために」をもとに、ブックレットとして再構成したものです。「はじめに」は、潮谷義子・熊本大学理事による開会のご挨拶を、第2章の講師は、幸山政史氏、3章は萬屋育子氏、第4章は藤林武史氏にご講演いただきました。そして第5章ではパネルディスカッションとして三氏とともに潮谷義子氏にも参加いただき、児童福祉をめぐる諸課題についてお話いただきました。本書の編集は上野真也が行いました。



講師紹介

○幸山政史（こうやませいし）氏…第2章、第5章

熊本県熊本市生まれ。九州大学経済学部卒業。大学卒業後、日本債券信用銀行（現あおぞら銀行）に入行。1995年、熊本県議会議員選挙に出馬し、初当選。県議時代は自由民主党に所属。県議を2期務めた後、2002年熊本市長選挙に無所属での出馬、現職を破って37歳で当選。熊本市の政令指定都市への移行や九州新幹線開業に伴う熊本駅前の整備事業を推進をした。2010年再選を果たした。2014年秋の市長選挙は不出馬を決め、2016年春の熊本県知事選挙へ無所属で立候補し現職の蒲島郁夫知事に挑んだ。著書に、『コウヤマノート熊本市政4383日の軌跡』熊日出版（2014）、『明日のくまもとへ〜政令市を目指して〜』玄遊舎（2008）。

○藤林武史（ふじばやしたけし）氏…第4章、第5章

大阪市生まれ。精神科医師。福岡市こども総合相談センター（福岡市児童相談所）所長。九州大学医学部卒業後2年間の研修を経て、1986年国立肥前療養所（現、肥前精神医療センター）、1989年佐賀医科大学精神科（現佐賀大学医学部）、1992年佐賀県精神保健福祉センター、2003年より現職。日本子ども虐待防止学会理事、日本トラウマティックストレス学会理事、社会保障審議会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会委員、新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員。著書に『地域保健におけるひきこもりへの対応ガイドライン』じほう（2004）（共著）、『大災害と子どものストレス』誠信書房（2011）（共著）、『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』福村出版（2011）（共著）、『講座子ども虐待への新たなケア』学研教育出版／学研マーケティング（2012）（共著）、『児童相談所改革と協働の道のり』明石書店（2017）。

○萬屋育子（よろずやいくこ）氏…第3章、第5章

鹿兒島県徳之島出身。豊田市在住。九州大学卒業後、愛知県職員となり、中央児童相談所をスタートに5か所の児相で児童福祉司として勤め、愛知県の社会福祉職採用では女性初の「児童相談所センター長」。刈谷児相センター長を最後に定年退職。特に全国に先駆け「赤ちゃん縁組」について取り組む。民間ではなく児童相談所の新生児養子縁組の取り組みは「愛知方式」と呼ばれ注目を集めている。退職後、2016年まで愛知教育大学特任教授。児童相談所在職から認定NPO法人CAPNA（児童虐待防止ネットワークあいち）、NPO子どもセンターパオ、絆親子交流会（里親子自主交流会）の活動に関わり、現在も継続中。2015年から認定NPO法人CAPNA理事長。その他、愛知県里親委託推進委員、児童養護施設平和学園・あいさんテラス安全委員会委員長、知立市子どもの権利擁護委員会委員長など。著書（共著）「赤ちゃん縁組で虐待死をなくす」光文社新書（2015）。

主権者

○潮谷義子（しおたによしこ）理事…はじめに、第5章

佐賀県出身。佐賀県立佐賀高等学校、日本社会事業大学社会福祉学部卒業。大分県で社会福祉主事を務め、その後熊本県の慈愛園乳児ホームの園長を務めた。1999年、福島護二熊本県知事に福祉関連政策のブレーンとして副知事に抜擢され、2000年には前知事が急逝したことにより県知事に立馬し初当選。日本で二番目の女性知事。知事として、ハンセン病元患者宿泊拒否事件や川辺川ダム問題、水俣病対策など困難な県政の課題に取り組んだ。また男女共同参画社会づくりを積極的に進めた。2期8年で知事を勇退。その後、長崎国際大学長、日本社会事業大学理事長など大学の経営に携わった。また国等の審議会・委員会委員なども歴任し、現在、熊本大学理事、慈愛園理事長を務めている。潮（谷愛一・潮谷義子『心の誕生（心を考える）』日本基督教団出版局（1993）。

○上野真也(うえのしんや)・モデレーター

熊本大学 教授(熊本創生推進機構、大学院社会文化科学研究科)、博士。熊本市生まれ、熊本大学法文学部法学科卒、九州大学大学院法学研究科政治学専攻単位取得退学。(株)太陽神戸銀行、熊本県庁を経て、平成13年熊本大学助教授に。平成18年から現職。地方自治、農山村政策、水保病問題、ソーシャル・キャピタルなどを研究。著書に、上野真也『持続可能な地域社会の形成』成文堂(2005)。山中進・上野真也編『山間地域の崩壊と存続』九州大学出版会(2005)。山中進・上野真也編『山間地集落の維持と再生』成文堂(2007)。上野真也編『政令指定都市をめざす地方都市』成文堂(2007)。上野真也編『地方分権と道州制』成文堂(2008)。山中進・上野真也編『山間地政策を学ぶ』成文堂(2010)、嶋田純・上野真也編『持続可能な地下水利用に向けた挑戦』成文堂(2016)など。

○安部美和(あべみわ)・司会

熊本大学 准教授(熊本創生推進機構)、博士。愛媛県今治市生まれ。熊本総合医療福祉学院を卒業後、平成11年に北九州市消防局に就職。平成14年から北九州市立大学外国語学部国際関係学科に進学し、平成18年同大学卒業及び京都大学大学院地球環境学堂への進学にあわせて消防局を退職。関西大学社会的信頼システム創生センターを経て、平成26年より熊本大学生策創造研究教育センター 特任助教。平成30年4月から現職。平成28年4月14日および16日に発生した熊本地震の際には、学生と一緒に熊本大学黒髪体育館の避難所運営にあたる。熊本大学復興プロジェクトの復興ボランティア活動支援プロジェクトリーダーとして、現在も復興支援に従事している。





小さな命をつなぐ社会であるために

2019年1月18日 発行

編集／ 熊本大学 熊本創生推進機構 地域連携部門
郵便番号 860-8555
熊本市中央区黒髪2丁目39番1号
TEL 096-342-2044 FAX 096-342-2042
<http://www.cps.kumamoto-u.ac.jp>
https://www.kumamoto-u.ac.jp/kenkyuu_sangakurenkei/sangakurenkei/kico

KIDO 熊本創生推進機構
KUMAMOTO UNIVERSITY